

平成 23 年 9 月 定例会（第 304 回）
9 月 28 日

[今井光子議員代表質問](#)

↑（クリックで今井光子議員の討論へ移動）

代表質問項目

- 1 [台風十二号の対策について](#)
 - ① [初動体制のおくれについて](#)
 - ② [土砂災害の対応](#)
 - ③ [被災者支援と情報提供について](#)
 - ④ [今回の災害を踏まえたダムの管理のあり方について](#)
- 2 [大滝ダムの見通しについて](#)
- 3 [命の道の整備について](#)
- 4 [林業対策について](#)
- 5 [公共事業の木材の活用について](#)
- 6 [原発からの撤退と自然エネルギーの活用について](#)
- 7 [心の健康について](#)
- 8 [中学校給食と地産地消について](#)

平成23年 9月 定例会（第304回）

平成二十三年

第三百四回定例奈良県議会会議録 第二号

九月

平成二十三年九月二十八日（水曜日）午後一時開会

出席議員（四十四名）

一番	小林茂樹	二番	井岡正徳
三番	大国正博	四番	阪口 保
五番	猪奥美里	六番	尾崎充典
七番	藤野良次	八番	太田 敦
九番	小林照代	一〇番	鍵田忠兵衛
一一番	田中惟允	一二番	岡 史朗
一三番	畠 真夕美	一四番	浅川清仁
一五番	森山賀文	一六番	森川喜之
一七番	宮本次郎	一八番	山村幸穂
一九番	乾 浩之	二〇番	上田 悟
二一番	中野雅史	二二番	神田加津代
二三番	安井宏一	二四番	奥山博康
二五番	荻田義雄	二六番	山本進章
二七番	岩田国夫	二八番	高柳忠夫
二九番	今井光子	三〇番	和田恵治
三一番	松尾勇臣	三二番	国中憲治
三三番	辻本黎士	三四番	米田忠則
三五番	出口武男	三六番	新谷紘一
三七番	粒谷友示	三八番	秋本登志嗣
三九番	小泉米造	四〇番	中村 昭
四一番	藤本昭広	四二番	山下 力
四三番	梶川虔二	四四番	川口正志

議事日程

一、就任挨拶（前田健康福祉部長）

一、当局に対する代表質問

○議長（国中憲治） これより本日の会議を開きます。

会議時間を午後六時まで延長します。

○議長（国中憲治） 次に、七月十二日付をもって就任されました前田努健康福祉部長のごあいさつがあります。

◎健康福祉部長（前田努） 健康福祉部長を拝命いたしました前田努でございます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（国中憲治） 次に、当局に対する代表質問を行います。

順位に従い、三十六番新谷紘一議員に発言を許します。――三十六番新谷紘一議員。

◆三十六番（新谷紘一） （登壇）議長並びに同僚議員の配慮をいただきまして、自由民主党代表質問を行います。

統一地方選挙後初めての本会議での質問であります。知事には二期目の県政を担当されることになりました。応援をしていた一人として大変喜ばしく存じます。なお、また、私どもにつきましても、出口議員、川口議員と一緒に九期目の議席を与えていただきました。多くの県民の皆さん方に感謝申し上げます。政策をもって情熱を傾注して、意欲的に取り組んでまいりたいと思いますので、変わりがせずご指導を賜りますようによろしくお願いいたします。

さて、質問に入りますが、このたびの台風十二号は本県に記録的な豪雨をもたらし、県南部地域では土砂災害、河川のはんらんなどが相次ぎ、多くのとうとい人命が失われた上に、いまだたくさんの方が行方不明となっております。また、地域の動脈となる道路やライフラインの寸断、家屋・宅地の損壊、農業・産業・教育施設等の被災など、被害は広範かつ甚大に及んでおります。あってはならないことが現実として発生したわけです。

ここに改めて、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、行方不明の方の一刻も早い救出を切望し、被災されました皆様方にはお見舞いを申し上げ、さらに一日も早い復旧・復興を祈念してやみません。

現地ではきょうも地元自治体をはじめ国、自衛隊、警察、消防が協力して、行方不明者の捜索・救助を最優先に、孤立集落の解消、避難者への支援、土砂ダムによる二次災害の防止などに取り組んでおられます。県におかれても知事を先頭に多数の職員が災害復旧、市町村支援に寝食を忘れ対応していただいております、これには心から敬意を表しておきます。

東日本大震災の被災地では、福島第一原子力発電所に近い、友人の立谷相馬市長と先日お会いいたしました。奈良県からの支援は誠にありがたく感謝する、今回の奈良県の災害にはとても心を痛めているとのことでありました。相馬市もいまだ大変な折、この言葉は心にしみました。

このような中、先日、台風十二号災害が政府により激甚災害の指定をされ、今後は政令に基づき復旧・復興が迅速に進むものと期待しております。

県南部地域の被災地では、今も多くの方が生活再建のめどがつかない中、長期間の避難生活を余儀なくされており、被災者の皆さんが一日も早く平穏で安全・安心な暮らしを取り戻し、未来に向けて希望を持って生活していけるよう復旧・復興に全力を尽くすことが何よりも最優先課題であります。知事におかれては、今後も関係機関としっかり連携し、精いっぱい取り組みをお願いしておきます。

そこで、まず、今回の台風十二号災害の対応と東日本大震災にかかわって、五つの観点から知事にお伺いをいたします。

一点目は、台風十二号により被災状況や県のこれまでの対応についてお答えください。あわせて、今回の災害からどのような課題が見えてきたのか、お聞かせいただきたいと存じます。

また、災害発生直後の応急対策に続き、今後は復旧・復興の動きが本格化することになりますが、これは今後の県南部地域の、ひいては奈良県の命運を担う非常に重要なステージになります。言うまでもなく、未曾有の被害が発生したわけですから、既成の概念にとらわれず復旧・復興を推進する組織の設置などを重点的に進めていただきたいと願うわけですが、このことについて県としてどのように対応されるのか、お尋ねをしておきます。

二点目は、二次災害発生の緊急性から、連日多くの報道がされている土砂ダムについてお伺いをいたします。

発生直後はわからなかった土砂ダムの存在が、その後明らかになりました。報道では、土砂ダムのほか、せきとめ湖、天然ダム、河道閉塞など、いろいろな表現が連日にわたり流れ、被災者の方々をはじめ多くの人々が混乱したと思います。

国や県における発表は統一されているとは思いますが、この土砂ダムが、今、下流の人々の大きな脅威となっており、避難が長引き、相当にお疲れの方も多く、一日も早い解消を願うばかりです。国の協力を得ながら対策を進められているようですが、現在の取り組み状況と今後の見通しについてお伺いをいたします。

三点目は、台風十二号で壊滅的なダメージを受けた県南部地域の観光振興についてであります。

知事におかれましては、ポスト一三〇〇年祭の観光戦略の中で中南和地域の魅力振興に取り組むとされ、また、南部振興計画の中でも対策の三本柱の一つとして地域の魅力資源を活用した観光・交流・定住の促進を挙げ、その推進エンジンとして南部振興監をはじめとする南部振興組織を本庁に設置されるなど、強い心意気を感じていたところであります。

しかし、その矢先、このたびの大災害で県南部地域の観光が大きな打撃をこうむりました。十津川村長に直接話を聞いたところ、旅館やホテルに多大な被害が出ているとともに、キャンセルが相次ぎ、観光客を受け入れる道路も寸断され、先が見えないと非常に困っておられました。

また、十津川村以外でも、このたびの台風被害が奈良県に広く及んでいるかの風評により、県南部の他の地域への出控えも起こり、本来、これから紅葉シーズンでにぎわう吉野

山や川上村、天川村または野迫川村などもキャンセルが発生し、ダメージを受けていると伺っております。まさに県南部地域の観光地は非常事態にあります。

そこで、県では、これらを踏まえ、県南部地域の観光復興についてどのように対応されるのか、所見をお伺いいたします。

四点目は森林の保全についてでございます。

台風十二号災害では、山林についても県南部を中心に百七十カ所以上の大きな被害をもたらし、中でも五條市大塔町や天川村、十津川村では大規模な山腹崩壊が発生いたしました。今回の山腹崩壊については、過疎化・高齢化により山林の手入れが行き届かなくなり、荒廃した森林が増加したことにより、本来森林の持っている保水、土砂流出防止、環境保全等の多面的機能が損なわれ、被害が増幅したのではないかと意見があります。未整備のまま山林を放置すれば、同じような災害を助長することになるのではないのでしょうか。

県では、全国的に早い段階から森林環境税を導入し、本年より五カ年延長して、間伐をはじめとした放置森林の整備、里山づくり、森林環境教育など、さまざまな事業に取り組んでおられることに敬意を表します。しかし、広大な放置森林の手入れにはまだまだ時間がかかります。

そこで、今回の災害を教訓として、大規模な山地災害を防止する観点から、国の補助事業の積極的な導入、加えて、この森林環境税の増額を検討されてはと考えますが、所見をお伺いしておきます。

五点目は、今回の災害にかかわって、県防災計画の見直しについてお伺いをいたします。

さきにも触れましたが、東日本大震災においては、本県は他県に遜色のない手厚い支援を展開されたところであります。例えば平城遷都一三〇〇年祭の余剰金三億二千七百万円余を均等に、荒井知事と国中議長が被災地まで足を運び、岩手県、宮城県、福島県の知事に直接、災害見舞金として手渡されました。また、多くの医師、看護師や県職員の派遣、救援物資の搬送などをはじめ、さまざまな手厚い支援を実施され、奈良県並びに県民の方々への感謝の声が私どもの方にも届いております。

この県の対応を大きく評価いたしますが、この東日本大震災にかかわって、知事はさきの六月議会において県防災計画の見直しを表明されました。東日本大震災では想定外という言葉は何度も聞き、他府県においても本県と同様に計画の見直しが行われております。

しかし、今回の台風十二号災害においても、道路の寸断による多数の孤立集落の発生、土砂崩れによる対岸への被害、土砂ダムが住民の避難生活を長期化させていることなど、これまであまり経験しなかった被害も発生しております。これらを教訓として、まさに想定外を想定した県防災計画を策定すべきと考えます。県防災計画の見直しについて、どのように進めていかれるのか、知事にお伺いをしておきます。

続きまして、大きな二点目でございます。県民からも注目をされ、奈良県議会においても活発な議論が続いております関西広域連合への参加について伺います。

私は、昭和五十四年に県議会に議席を与えていただきましたが、最初の一年間は、県政はどうあるべきか、また、大和高原はどうあるべきかについて多くの人と意見を交わし、じっくりと考え抜いたことを今でも思い出します。その検討については、大和高原北部地域の人口二万五千人を倍にする大和高原五万人都市構想として取りまとめをいたしました。

県は、時を同じくして大和高原北部地域振興基本構想を当時の建設省の協力を得て策定され、その後、大和高原工業団地が動き出しました。私自身も、月に数回、霞が関の各省庁や自民党本部等に精力的に足を運び、構想の後押しをするとともに、地元の人たちとも頻繁に意見交換や勉強会を行いました。その結果、近畿と東京との経済的格差や文化度の違いなどを何とかできないかと強く感じた次第であります。

例えば、当時私が発刊した本の中に、「均衡ある国土の発展は、国民が等しく願うところ。今は政治も経済も、さらには文化までもが東京一極集中。千数百年前、奈良に都があった。それが京都に移り、大阪に変わり、いつの間にやら都は江戸に、今や人口の三〇%、すべての分野において東京に相談しなければ動かない日本の国。私どもにとって誠に残念。関西の復権をかけて計画されている一大プロジェクトの概要を紹介し、同時に近畿、我が奈良県、郷土の発展を期す」といたしましたが、その一大プロジェクトは、関西文化学術研究都市、第二阪名有料道路、関西国際空港、京奈和自動車道、リニア中央新幹線整備の五つの事業であります。

私はこれらの整備促進を積極的に働きかけてまいりました。これらは順次実現しており、関西、近畿の活力も幾分アップしてきたところでありますが、しかし、東京との格差はまだまだ大きいと言わざるを得ません。

このような中であって、昨年十二月に設立されました関西広域連合は、東京一極集中打破などを打ち出しており、三十数年前に私が考えてきたことと合致するものだと感じているところであります。また、先日、議会の広域行政調査特別委員会で兵庫県を訪問し、関西広域連合長の井戸知事とも面談し、いろいろと認識を深めました。

関西広域連合は、その設立案にあるとおり、道州制移行には結びつかないことが明確であり、井戸連合長も明言されました。大阪府の橋下知事がいろいろなことを発言しておられますが、そのときそのときの発言で、関西広域連合の基本が動くものではありません。

明治二十年に大阪府から独立して百二十四年になりますが、昨年、平城遷都一三〇〇年祭で輝いた奈良県という行政組織は当然必要であり、奈良の発展は守らなければいけないというのが私の変わらない考えであり、これについては知事と同じスタンスであると思っております。しかるに、道州制に結びつかない関西広域連合であるなら、参加について検討することは必要でありましょう。

例えば観光の振興です。先般の議会でポスト一三〇〇年祭の観光振興を重点化すると知事はおっしゃいました。本県と陝西省との友好提携は観光振興策として評価いたしますが、一方で、先般、関西広域連合の七府県の知事らが中心となって中国、韓国へ観光PRに出かけられ、その中で奈良の扱いは小さかったと聞いております。近畿、関西が一体となっ

た取り組みを進め、その中で奈良の観光・文化等の独自性を出していければよいのではないのでしょうか。

また、今回の災害を見ても、防災対策は広域でやるべきという意見は論をまちません。山も川も、雨、風、季候も活断層も、自然は行政区域で区切ることはしません。

さらには、国出先機関の移管について、都道府県単独では困難ではありますが、広域連合では受け皿となれます。しかし、奈良には、例えば国土交通省の事務所もあり、出先機関の丸ごと移管により、既得権である奈良県と国とのルートが奪われることがあってはなりません。今年度内には国土交通省、経済産業省、環境省の出先を関西広域連合に丸ごと移管するということも一部で言われています。

以上、数点申し上げましたが、東京一極集中ではなく、元気で、豊かな文化度の高い、東京にも匹敵する力のある関西をつくるために関西広域連合に参加する意義はあると感じています。部分参加も可能と聞いており、特に、観光、救急医療、防災などについては検討すべきでありましょう。

六月議会での我々自由民主党米田議員の代表質問への答弁で、知事はこれまでより柔軟な姿勢を見せられたと感じております。そこで、関西広域連合参加について一歩進めた検討をしてはと考えますが、知事の所見を改めて伺いをいたします。

次に、将来の奈良県発展に向けて不可欠なリニア中央新幹線及び奈良駅の設置について伺います。

現在、県外にある奈良県組織としては、東京奈良県人会をはじめ東海奈良県人会、大阪奈良県人会、神戸奈良県人会が組織されて活動されています。これに加えて、九州奈良県人会の創設に向けて準備が進められていると聞いております。このような取り組みは、ふるさと奈良に関する活動を全国各地からアピールし、情報発信することにつながるもので、観光振興の一つの手法として私も心から賛同しております。

ことし三月に九州新幹線が開通し、九州から関西への鉄道でのアクセスが便利になりました。機会があり九州を訪問し、知人に関西や奈良のことについていろいろと尋ねてみたところ、昨年の平城遷都一三〇〇年祭が話題に上り、私どもも参加いたしましたという話を聞き、うれしくなったところでありますが、一方で、九州の人から見れば、直接、大阪、京都。奈良は一步離れて、次の目的地というイメージが強いということも感じました。やはり新幹線や高速道路といった高速輸送ネットワークから取り残されている本県にとって、幹線交通網の整備の必要性を痛感した次第であります。

このような中、リニア中央新幹線の整備計画が約四十年の歳月を経て決定されたことは、誠に喜ばしい限りです。奈良県経済の発展や地域の活性化の面から、将来の奈良の命運を左右する重要な政策課題であります。リニア中央新幹線奈良駅はぜひとも必要であり、ＪＲ並びに近鉄線への乗りかえ可能な総合駅として必ず実現しなければと考えますが、知事の所見を伺っておきます。

さらに、ＪＲ東海によると、駅の建設費用については、東京、名古屋、大阪のターミナル駅はＪＲが一〇〇％負担します。それ以外の中間駅については全額地元負担という考え方に立ち、地上駅なら三百五十億円、地下駅なら約二千二百億円という巨額な負担を強いるものであります。

ＪＲ東海が既に公表しているリニア中央新幹線の計画段階環境配慮書では、先行して整備すると言われている東京・名古屋間についての概略ルート及び概略駅の位置が示されましたが、このリニア中央新幹線は、東京・大阪間全線開通、一時間で結ぶことによって経済効果をはじめ所期の目的を達成するわけでありますので、着工時点で全ルート並びにすべての駅の位置等を決定しておくべきであります。名古屋以西のルート並びに奈良駅を決定し、整備促進を図られるよう精力的に働きかけるべきと考えますが、所見を伺います。

また、地下駅については、奈良県と同じく神奈川県相模原市で駅の設置が予定されております。相模原駅は間もなく着工と聞いておりますが、相模原駅の費用負担額は、奈良駅の負担額となります。連携して、駅の設置に関する費用負担を軽減する取り組みを早急に進めるべきと考えますが、あわせて知事の所見をお伺いしておきます。

続きまして、地域医療の充実についてお伺いをいたします。

県内の医療体制の充実について、私はこれまでもたびたび代表質問などで取り上げてまいりました。荒井知事も、就任以来、医療体制整備のため、産科の輪番制の導入や県立医科大学附属病院及び県立奈良病院でのＮＩＣＵの整備など周産期医療の充実、中南和地域の拠点病院としての県立医科大学附属病院の中央手術棟の整備、さらに県立医科大学の入学定員の増や地域医療を支えるための医大学生に対する奨学金を充実するなど、次から次へと手を打ってこられました。

北和地域の拠点病院としての県立奈良病院の移転整備についても、地域の方からのさまざまな意見はありましたが、六月議会で正式に移転が決定されました。県立奈良病院の移転にかかわっては、平松地区での身近な医療を確保することなど、今後、地域の方々の意見を十分聞きながら移転後の同地域の整備を進められるよう、このことは強く要望しておきます。

また、南和地域においても、公立三病院の再編に向け、知事が先頭に立って南和の一市三町八村の首長と協議を重ねてこられ、一定の方向性が示されました。

県立医科大学教育部門の移転については、農業総合センターへの移転が決定しており、新駅の誘致も検討されていると聞いております。

これらの一連の取り組みなど、県民の命を守るため医療の充実に力を注いでいく知事の姿勢には大いに賛同いたしますが、取り組まれる以上は、県民が信頼できる最先端の医療を提供できるよう進めるべきでありましょう。

これらのプロジェクトを進めるについて一千億円近い事業費がかかるのではないかと聞いております。財政を含め、しっかりとしたグランドプランを立て、整備すべきと考えますが、知事に改めて現時点での所見をお伺いしておきます。

続きまして、県営プール跡地及び奈良警察署用地へのホテル誘致についてお伺いをいたします。

知事は、就任後間もなく、観光振興の一環として、県営プールを廃止し、その跡地に大型の良質なホテルを誘致するとの決断をされました。この構想を表明された際に私は、平城遷都一三〇〇年祭を控え、全国から多くの観光客が見込まれ、本県経済の発展のためにもまたとないチャンスであり、ホテル誘致を進められることに大いに期待を寄せたところであります。

しかし、一方で、性急な決定によるリサーチ不足も否めず、一抹の不安も同時に感じましたが、募集状況は、既に公表されているとおり、当初は一提案がありましたものの不採択となり、再募集では応募ゼロという状況でございました。

その後、平成二十二年一月にホテルを核とするにぎわいと交流の拠点整備として県営プール跡地と、さらに奈良警察署も移転して、三万平方メートルもの新しいまちづくり、ホテルや商業施設の誘致、またイベント広場などの開発を進める構想を公表され、引き続きホテルの誘致に向け努力しておられます。

現下の経済情勢では厳しい状況と言わざるを得ませんが、かといって、客室数が全国でも最低レベルであり、立ちどまっているわけにはいきません。奈良警察署移転に向けた取り組みも進んでいますが、県として早急により結果を出すよう、先進事例等の研究や専門家からの意見聴取を重ね、知恵を出して進めていただきたいと考えております。

そこで、県営プール跡地及び奈良警察署用地へのホテル誘致についての取り組み状況、また、ホテル誘致実現に向けた知事の所見をお伺いしておきます。

続きまして、代官山 i スタジオの売却についてお伺いをいたします。

今月十五日に代官山 i スタジオの売却の公告が行われました。この施設は、昭和四十三年八月に開設され、以来、平成二十年十二月に閉鎖されるまで、奈良県渋谷寮として長年にわたり宿泊施設等の利用がなされ、多くの県民がなれ親しんできた施設です。かくいう私もこれまで何度も利用し、思い出のある施設であります。また、平成十七年十月には奈良県代官山 i スタジオとして、東京における情報発信機能も果たすこととなりました。

ところが、時代の流れの中でこれらの用途も廃止され、県有資産の有効活用の一環として平成二十一年一月に売却の一般競争入札が行われました。その際には、当時の経済状況の影響もあり、入札は不調となり、その後、現在に至るまで短期的なイベント等への貸しスペースとしての利用以外には活用されていない状況が続いております。

前回の入札で売却予定価格は五十億円を上回り、その用途は病院施設整備基金に積み立てるとされましたが、今回の売却予定価格は三十二億円と伺っております。入札に当たって、予定価格は、再鑑定の結果、前回と比較して約二十億円、大幅に下落しています。

県民の貴重な財産であります。売却の時期について、また、その売却益の活用方法についてどのように考えておられるのでしょうか。あえて売却の方針に反対するものではありません。

ませんし、既に公告も行われておりますので、入札の実施はやむを得ないものと考えますが、以上の点について知事の所見をお伺いしておきます。

続きまして、平城宮跡の整備についてお伺いいたします。

昨年の平城遷都一三〇〇年祭は、予想を超える盛況で成功裏に終始いたしました。そのにぎわいを一時的なものとせず、ポスト一三〇〇年祭の目玉となる施設として、また、すべての国民が年に一度は訪れたい公園とするためにも、平城宮跡の整備促進が大いに期待されるところであります。

この平城宮跡につきましては、平成二十年度に国土交通省において公園整備及び管理の基本的な内容を定める基本計画が策定され、国営公園としての事業化が決定されました。続いて、本年七月には平城宮跡第一次大極殿院の復原整備に当たっての基本方針を示した国営平城宮跡歴史公園第一次大極殿院建造物復原整備計画が決定され、公表されたところであります。

また、県においても、国営公園事業と連携した整備を進めるため、朱雀大路西側の区域について平成二十一年度から工場の移転補償調査を行うなど、既に事業着手されていると聞いております。

いろいろな動きが出てきておりますが、早期に目に見える整備が進められ、平城宮跡の魅力向上と一層のにぎわいを願ってやみません。

そこで知事にお伺いをいたします。

国による国営平城宮跡歴史公園の整備方針及び今後の見通しについてお聞かせください。また、今後、県は国と連携し、どのような整備が行われるのか、あわせてお聞きしておきます。

なお、平城宮跡大極殿の北側に隣接した佐紀町バス停については、古くなっておりましたが、大和がわらや県産木材を使用し、奈良県建築協同組合たくみの指導もあり、従来工法による周辺の景観にふさわしい姿で整備されました。この整備は地域の住民の意向に沿ったものであり、喜んでおられたところでありますので、ここで報告をし、感謝申し上げておきたいと思います。

続きまして、京奈和自動車道の整備についてお伺いをいたします。

昨年十一月議会においても質問いたしましたが、京奈和自動車道は、奈良県の発展・繁栄を大きく左右する重要な社会資本であります。東日本大震災では東北地方を中心に未曾有の被害が発生しましたが、東北自動車道など高規格道路が人命の救助や避難所への救援物資の輸送などに大きな力を発揮したのは明白な事実です。今後も被災地の復旧・復興に大きな力を発揮するものであろうと推測をいたします。

一方、我が県に目を移しますと、今後三十年以内に発生する確率が極めて高いと言われている東南海・南海地震により、本県が被災地となるだけでなく、甚大な被害が予想される紀伊半島沿岸への救援拠点としての役割を踏まえると、広域アクセスルートとして京奈

和自動車道を経由し、被災地に救援や物資の輸送ができるようなネットワーク整備が急務と考えます。

今回の台風十二号では奈良県南部に大きな被害が発生し、県や市町村は、国の協力も得ながら総力を挙げて復旧・復興に向けて頑張っていたと思いますが、まず、人命救助に現地に入ったのは自衛隊であります。京都府宇治市の大久保駐屯地から被災地へのルートは、京奈和自動車道の大和区間以外は現道である国道二四号を経由し、国道一六八号や一六九号を経て現地に向かったと聞いております。初動に大きな支障となったのではないかと感じております。

まさに東北地方で果たした東北自動車道の役割が京奈和自動車道にも求められています。しかし、残念ながら、山間の国道一六八号はもとより、被災地までの高規格幹線道路がネットワーク化しておらず、改めて本県の道路整備の貧弱さを感じたのは私だけでしょうか。防災機能の強化や、また、何より奈良を元気にするためにも奈良県の背骨である京奈和自動車道の全線早期完成が必要と考えますが、今後の整備見通しはいかがでしょうか。

また、昨年十一月の代表質問で、知事は、京奈和自動車道大和北道路のトンネル区間について新規事業採択の要望を当面見合わせるとの考えを示されました。既に都市計画決定されており、これまで多くの方々がこの事業にかかわってきた過去の経緯を踏まえると、早期事業化を国に要望していく必要があると考えますが、知事にこのことについてもお伺いをしておきます。

続きまして、高校生のボランティア活動について教育長にお伺いをいたします。

教育委員会では本県教育の喫緊の課題として、子どもたちの規範意識や社会性の向上、暴力行為の減少に向けたさまざまな取り組みをしていると聞いています。本年八月に発表された平成二十二年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果によりますと、本県の小・中・高校生千人当たりの暴力行為発生件数は七・六件であります。ピーク時の平成二十年度に比べると、約二五%と落ちつきを見せている状況にあると承知しておりますが、依然として全国平均より高い状態が続いております。今後も本県の子どもたちの規範意識や社会性の向上に向けた取り組みの充実が強く求められるところであります。

私は、子どもたちの規範意識や社会性の向上には、学校・家庭・地域が連携して、子どもたちに豊かな体験の機会を用意するのが重要であると考えます。中でも、学校の内外で子どもたちがボランティア活動や奉仕活動に取り組む場を設け、ともに助け合って生きることを体験させることが極めて重要であると考えます。

本年八月には県教育委員会の企画により、本県の高校生が東日本大震災被災地である岩手・宮城両県においてボランティア活動に取り組んだとお聞きいたしました。すぐれた取り組みであると評価するとともに、次代を担う奈良県の高校生に大いに期待をいたします。

そこで、教育長にお伺いいたしますが、この活動により得られた成果はどのようなものであったのか。そして、その成果をどのように今後活用しようとしておられるのか。また、

台風十二号による豪雨被害を受けた県内被災地に対して、今後、高校生ボランティアとしてどのような取り組みを考えておられるのか、あわせて伺いをいたします。

最後になりましたが、高齢者の交通事故防止対策について、警察本部長にお伺いをいたします。

全国で発生した昨年一年間の交通人身事故は七十二万五千七百七十三件、八十九万六千二百八人の方が負傷され、四千八百六十三人の方がお亡くなりになられたと伺っております。全国の自治体などの行政機関や各都道府県警察などが努力され、一昨年に比べると、発生件数、死傷者とも減少させ、特に死者数にあっては、過去最多であった昭和四十五年の二九%にまで減少させたとお聞きしております。

しかし、このように交通事故による死者が大きく減少する中で、亡くなられた方の状況を見ますと、高齢者が半数を超えているという実態を大変憂慮するところであります。また、死亡事故に占める高齢者の割合は、高齢者の人口構成比率よりも明らかに上回っており、しかも年々増加する傾向にあるとお聞きしております。さらに、交通事故によって負傷された高齢者は、負傷者全体の約一四%に過ぎないにもかかわらず、死亡事故に関しては半数を超えることから、高齢者がかかわる交通事故については深刻な状況であると感じております。

このことは、奈良県でも同じようなことが言えるのではないかと考えますが、高齢者の方々は、身体機能の低下に加え、自身がこの低下を認識していない場合があるかと思えます。しかし、加齢から来る機能低下はいかんともしがたく、結局、周囲の者が注意を払い、高齢者を思いやる運転と、その行動について必要な助言を行いつつ身体的な機能低下についての自覚を促し、交通事故を防ぐことが必要であろうと思うのです。

本年秋の交通安全県民運動においても高齢者の交通事故防止が大きな柱の一つであると聞いており、高齢者に対する交通安全の講演会開催など、さまざまな活動に積極的に取り組まれているところだと思います。今後も社会に貢献してきた高齢者の方々が交通事故の被害者や当事者にならないため、さらなるご尽力をお願いいたします。

そこで、警察本部長にお伺いいたしますが、奈良県における高齢者の交通事故の現状と、高齢者を交通事故から守るため、また、高齢運転者による交通事故を防ぐための取り組みについても伺いをしておきます。

以上十点、問題提起をしながら質問をいたしました。知事並びに教育長、警察本部長には趣旨をご理解いただきまして、簡潔でわかりやすい答弁を期待いたしまして、壇上からの質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（国中憲治） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） （登壇）三十六番新谷議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、台風十二号災害の質問でございます。

今回の台風被害におきましてお亡くなりになりました方々にお悔やみを申し上げますとともに、行方不明者のご家族、被災された方々に心からお見舞いを申し上げさせていただきます。行方不明者の捜索につきましては、引き続き全力を挙げて取り組んでいきたいと思っております。

今回の台風被害の概略について申し上げますと、死者十一名、行方不明者十四名の人的被害がございました。道路では、国道一六八号、一六九号などでの土砂崩れや河川閉塞による土砂ダムの発生、ライフラインの寸断、農林水産・教育等関係施設、文化財等の被災など、県南部地域を中心に広範かつ甚大な被害が発生したものでございます。

このため県では、土木事務所が早期に現場対応に当たりますとともに、九月一日に一号警戒配備、二日に二号警戒配備、四日の朝一番に災害対策本部を設置して被災状況の把握に努めました。関係機関の協力のもと、行方不明者の救助・捜索、避難者・孤立集落への支援、道路その他のインフラの緊急復興、土砂ダムによる二次災害の防止等、市町村の意向を踏まえながら迅速に対応してまいりました。

また、十津川村ほか二市村への連絡員の派遣、十津川村現地対策本部の設置、医療救護班の派遣を実施いたしました。

こうした中、内閣総理大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、自由民主党総裁、公明党代表など多くの関係者に現場視察をいただきました。政府として、党として強力に支援するとの方針を示していただきました。台風十二号災害が激甚災害に迅速に指定されたことに感謝を申し上げたいと思います。さらに、この九月二十六日には台風災害に関し政府の各大臣に緊急の要望を行ったところでございます。

今回の台風災害の特徴及び応急的な課題と対応でございますが、特に重要と考えている点が幾つかございます。

一つは、予想を超える土砂災害により土砂ダムが発生いたしました。決壊による二次被害防止が特に重要でございます。市村との連携のもとに国の迅速な対策を求めるとともに、住民の一時帰宅等に取り組んでまいります。

主要道路の途絶が地域の生活を麻痺させたことから、生活回復するための仮設緊急道路の敷設等が大事でございます。

三つ目に、孤立集落がより深刻化し多発したことなどから、生活回復のための高齢者やコミュニティに配慮した仮設住宅地の建設に取り組むことが大事でございます。

続きまして、復旧・復興に向けた取り組みも重要でございます。今回の災害を教訓に百年の計に立ち、災害に強く、安全で住みやすく、元気な地域づくりを目標に、災害に強い道路づくりや森林づくり、林業・観光の再生やまちづくりなどに取り組む、希望の持てる復旧・復興ビジョンを作成してまいりたいと思います。

本県の復旧・復興を早急かつ円滑に進めるために、私を本部長といたします奈良県台風十二号災害復旧・復興推進本部を早急に立ち上げたいと思います。そのための組織として

県庁内に復旧・復興対策室を設置し、年内に復旧・復興計画の骨子をまとめ、今年度中にも復旧・復興計画を策定するよう取り組みを進めてまいりたいと思っております。

また、今回の災害が奈良・和歌山・三重の三県にまたがることから、国及び三県が対等の立場で、災害に強く希望の持てる紀伊半島づくりを目指した復旧・復興対策合同会議を設置して、国・三県協働で効果的な取り組みを進めてまいりたいと思っております。

土砂ダムについてのご質問がございました。

台風十二号の豪雨によって、県内では土砂崩れによる河道閉塞が十六カ所発生いたしました。そのうち五條市大塔町赤谷と十津川村長殿、十津川村栗平、野迫川村北股の四カ所については、現在も閉塞状況が続いております。この四カ所につきましては、土砂災害防止法に基づきまして国土交通省の緊急調査が実施されております。二次災害を防ぐため、水位観測やライブカメラによる常時監視やヘリコプターによる上空からの監視などが行われているダムでございます。

土砂ダムの下流域の特に危険な区域については、詳細な現地調査の結果、警戒区域の範囲は縮小されましたが、依然として災害対策基本法に基づく警戒区域が一部設定されております。そのため立ち入り禁止が継続されております。国や県も協力して地元自治体が一時帰宅等の基準をつくり、十分な監視体制のもと一時帰宅が最近行われることになりました。

この四カ所のうち五條市大塔町赤谷の土砂ダムにつきましては、決壊やはんらんのおそれが高いために、国土交通省により水位を下げるための排水ポンプや仮排水路の設置に向けた緊急対策工事が開始されました。年内の排水開始に向けて、現在工事が進められております。他の三カ所につきましても、赤谷と同じく、対策工事の実施を国に働きかけているところでございます。県といたしましても、地域の安全安心の確保のため、今後も全力を挙げて取り組んでまいりたいと思っております。

県南部地域の観光についての対応のお問い合わせがございました。

今回の県南部地域の観光被害は、十津川村においては宿泊施設や温泉施設の損壊、南北道路が寸断されるなど、村内の観光業は事実上停止している状況でございます。その他の南部地域の観光地においても、議員お述べのとおり出控えが起こっております。天川村や吉野山などでもキャンセルが相次いでいるという情報を受けております。

県といたしましては、被災地の道路などの早期復旧にあわせて観光客を従前に戻す誘客対策により、元気な地域の姿を内外に発信することが風評被害の減少、さらには早期の復興につながるものと考えております。

県の取り組みといたしましては、宿泊を伴う観光を促進するため、額面一万円の南部地域復興支援プレミアム宿泊旅行券を発行することで誘客を図りたいと考えております。

また、南部地域での会議開催の誘致支援を行うことにより、観光客や会議参加者の口コミによる地域の安全性をアピールできる効果を求めたいと思っております。

今議会にはこのような施策を補正予算の中に組み入れさせていただき、提案をさせていただきたいと思っております。

さらに、被害を受けた宿泊施設の復旧や売り上げが減少した事業者の経営安定を支援する制度融資、台風十二号災害復旧対策基金の拡充も検討しております。

また、十津川村地域の道路など一定の復旧ができた段階で、南部地域が安全・安心して観光できる地域であることをアピールするため、都市部などへの観光プロモーション活動や旅行雑誌などへ掲載を実施したいと思っております。あわせて、第二弾の復興支援プレミアム宿泊旅行券の発行も予定したいと思っております。

県南部地域の観光は南部振興の大きな柱でございます。官民の連携を図りながら、一刻も早く観光による地域を元気づける復興を進める所存でございます。

森林対策のご質問がございました。

今回の林地崩壊は、表層崩壊にとどまらず、大規模な、いわゆる深層崩壊が発生したものと推定されております。この深層崩壊は、長期にわたる集中豪雨等に起因して、森林の根よりさらに深い層の岩盤から斜面ごとずれ落ちたものでございます。根こそぎの崩壊でございます。これまでの知見では未解明な部分が多く、今後、高度な技術・ノウハウを踏まえた発生メカニズムの解明が必要でございます。

このため、県といたしましては、去る九月二十六日に農林水産大臣や国土交通大臣に対しまして参画を要求いたしました（仮称）国・三県復旧・復興対策合同会議におきまして、これらの点もテーマとして検討を進めたいと思っております。

具体的には、集中豪雨による地下水変動や治水の観点を踏まえた発生メカニズムの解明がまず一つでございます。次に、山地災害に備えた予知・監視・警戒・避難システムの確立が必要だと思います。また、これらの研究成果を踏まえた有効な災害対策について検討を合同で進めたいと思います。

さらに、合同会議においては、森林の整備が山地被害の防止にどのように寄与し得るかなどについても検討する必要があると思います。

県としては、合同会議における検討を踏まえ、国直轄による対策も要望しながら、災害に強く、希望の持てる半島づくりに取り組んでいきたいと思っております。

森林環境税の増額につきましては、合同会議における議論を踏まえて、今後の検討課題として考えてまいりたいと思っております。

県防災計画の見直しについてのご質問がございました。

県防災計画の見直しにつきましては、東日本大震災の教訓を踏まえながら、災害時に実際に役立つものとなるよう作業を進めてきたものでございますが、今回の台風被害の教訓を加味すべきだというふうに思います。今回新たにわかってきたこともございます。

一つは、土砂崩落による対岸や上流への水のせり上がりにより被害が発生したこと、あるいは、多数の河道閉塞や土砂ダムの発生といった、予想を超えるパターンの大規模土砂災害が発生いたしました。このような予想を超えるパターンの災害に対して住民を守るた

めに的確に避難させることがまず重要でございます。そのため、災害発生メカニズムの研究、災害発生箇所の研究とともに、市町村と連携した監視警戒避難システムの確立を図ることが必要だというふうに痛感いたしております。

次に、県から五條市、十津川村及び野迫川村に連絡員、現地災害対策本部員として職員を派遣いたしました。パイプ役として有効に機能してきております。市村と意思疎通を図りながら連携のとれた取り組みにつながっているように自覚しております。

このような新しい経験を加味した県防災計画にしていきたいというふうに思っているところでございます。

関西広域連合への対応についてのご質問がございました。特に観光、救急医療、防災などの部分参加の所見はどうかということでございます。

議員ご指摘の防災、観光においては、連携や助け合いが非常に重要であると考えております。関西広域連合との連携も、他府県との連携と同様に重要であります。

防災におきましては、同じ災害を受けた経験を持つ他の地域には経験を踏まえたノウハウの蓄積がございます。また、一方、国には各地の災害に対応してきた知見や人的・財政的な実行力がございます。それぞれとの協働・提携は重要でございます。また、近隣府県との間では、近くにいる者同士の相互支援・受援が重要でございます。防災計画の策定においては、関西広域連合と連携団体として積極的に連携することとしております。

観光におきましては、連携も重要でございますが、お互い競争による観光地としての切磋琢磨がもっと重要であると私は考えております。奈良は、歴史という、他の地域に比べて比類のない素材を持っております。独自性、主体性をもって観光振興を行う方が、奈良の魅力をより広く、より深く発信できるものと思います。奈良が持っている観光素材は、とてつもなく魅力的なものであり、我々はそのことにもっと自信を持ってよいものと思っております。また、完成後千三百年を迎える古事記・日本書紀や万葉集は、今後の奈良の観光振興にとって重要だと考えますが、記紀にまつわる素材は関西広域連合の地域よりも他の地域に多いので、それらの地域と連携していくことも重要になると思っております。

防災、観光の分野では、まず奈良の能力と魅力を高めながら、その上で他の地域と連携を図っていくことが大事だと考えています。

また、救急医療につきましては、できるだけ住民に近い、地域の実情を把握しているところで責任を持って事務を行うことが重要でございます。どうしても不足するところは、近隣の地域と相互に協力し合うことも重要だと考えております。

奈良県の基本的な姿勢として、依存する県よりも自立する県になるのが重要だと私は思っております。奈良県は立派に自立する能力がございます。その能力に目覚め、気づき、さらに努力することで奈良県は本当に奈良らしい、いい県になると考えております。

関西広域連合への参加についてのご質問ですが、参加しない理由は六月議会に米田議員に答弁いたしました。関西広域連合には広域連合が持つ四つの特徴がございます。一つは、構成団体の事務の持ち寄りであること。二つ目は、持ち寄った事務について参加府県は権

能を失うこと。三つ目は、課税権がなく、独自の財政力がないこと。四つ目は、国の権限・事務の受け皿になれますが、別途法律が必要なことでございます。それぞれの特徴に起因する課題がございます。

また、関西広域連合固有の特徴として、一つ目は、意思決定は全知事の合意が原則でございますが、意見が分かされると機能しないという面がございます。権限の範囲が不明確で、責任の所在があいまいでございますので、もし工事などで事故が発生したときの責任のとり方がまだ不明でございます。参入・脱退が可能だと聞いておりますが、それぞれの知事がかかった場合、組織の持続性に問題があるといったような課題が存在していると思っております。

結局、関西広域連合という組織をつくることを優先し、権限、責任、業務の内容が明確になっていないまま組織ができ上がったところに根本的な課題があるように思います。したがって、そのような課題が解決されないままであれば、組織の仲間になるという部分的参加も問題があると思っております。

関西広域連合への参加については、広域行政調査特別委員会が奈良県議会に五月から設置され、さまざまな視点から調査検討をしていただいております。関西広域連合への参加については、本県の将来にとって大きなことでございますので、その得失を慎重に判断する必要がありますと考えております。

リニア中央新幹線と奈良駅設置についてのご質問がございました。

リニア中央新幹線は、本年五月二十六日に奈良市付近を主要な経過地として全国新幹線鉄道整備法に基づき整備計画が決定されたところでございます。このことは、高速輸送ネットワークの整備がおくれ、新幹線や高速道路などの高速交通機関のいわゆる国土軸から外れてきた本県にとって大きな前進であると思えます。また、災害の多い我が国土の現状から見て、軸の複線化も国家的に重要であると思っております。

まず、駅の設置についてでございますが、法の目的でございます国民生活領域の拡大や地域の振興が実現されることが駅の設置の際必要であろうかと思っております。県南部地域や紀伊半島の方々をはじめ、より遠くまで高速輸送機能がもたらす効果を均てん、広めることができるように考えるべきだと思います。そのようなことから、奈良市付近に設置される新たな駅を結節点として、既存の鉄道や高規格道路等の交通インフラを利用できるような駅を整備することが重要だと考えております。

次に、リニア中央新幹線のルートや駅の位置の決定については、現在、建設主体でありますＪＲ東海では東京・名古屋間を先行して環境影響評価の手続を実施されております。しかし、県といたしましては、東京・大阪間の全線同時開業が必要だと考えております。国に対しまして、全線同時開業のための具体策を検討し、方策を示すことを要請しております。また、ＪＲ東海に対しましても、名古屋・大阪間についてもルートや駅の位置を決定するための環境影響評価の手続に早期に着手するよう要請しているところでございます。

最後に、駅の費用負担でございますが、ターミナル駅、東京・名古屋・大阪については、ＪＲ東海が全額負担をし、地元負担なしとされる一方で、その他の中間駅は全額地元負担という考え方には不公平感があると思っております。

本県では、駅の建設費用負担について、駅の整備に伴い地域に発生する受益の範囲内で負担しますという主張をしております。ＪＲ東海との間で合意が得られない場合は、合理的な負担のあり方について国もみずから調整することなどを国や鉄道事業者に要請しているものでございます。この取り組みをさらに発展・強化するため、地下駅設置を提案されている神奈川県や相模原市とも十分連携しながら取り組んでまいりたいと思います。

地域医療の充実についてのご質問がございました。

地域医療の充実につきましては、地域医療再生計画に基づきまして、北和地域の県立奈良病院と中南和地域の医科大学附属病院の充実整備に着手するとともに、南和地域の県立五條病院、国民健康保険吉野病院、町立大淀病院の三公立病院を機能的に再編整備することにいたしました。また、県立三室病院につきましても、役割分担を踏まえた考え方の整理を進めておりますが、今後、県として県立三室病院を含めた四つの大きなプロジェクトに取り組む所存でございます。

県民アンケート結果におきましても、医療機関の充実は重要度が一位でございます。取り組むべき優先度が高く、また、県立病院などが老朽化などにより再整備が必要な時期に達しているものと思っており、必要な投資を行いたいと思っております。国の地域医療再生基金などを活用しながら、できる限り民間の整備手法も導入し、事業費の精査と整備の効率化を図るとともに、効果的な病院運営ができるような工夫が極めて重要でございます。

県立奈良病院と南和地域の医療体制の整備におきましては、一定の方向性が出てまいっております。事業費を含めた具体的な工程と中長期の運営、収支の考え方などを今年度中にもお示ししたいと思っております。また、医科大学教育部門の移転や県立三室病院の充実についても、今後さらに方向性の議論を進めてまいりたいと考えております。

特に、良好な地域医療を持続的に提供するためには、医療スタッフがその能力を最大限発揮でき、高いモチベーションを維持できる病院経営が必要でございます。そのためには、病院長をはじめといたします経営者の高い経営センスが強く求められるところでございます。県立病院の経営力をアップするため、県では公立病院の経営者などを対象に経営セミナーを実施しております。

今後も地域医療再生計画の着実な推進を図りながら、病院経営力のある人材養成の取り組みを積極的に進めたいと思っておりますが、地域医療連携システムづくり、公立病院の改革、医師・看護師などの地域医療を担う人材の確保と養成なども大事でございます。医療体制の整備充実に全力で取り組みたいと考えております。

県営プール跡地及び奈良警察署用地へのホテル誘致についての取り組み状況のご質問でございます。

県内の良質なホテルの誘致は、県内の雇用の確保、県内消費の増進、県内経済活性化のためにはとても大事なことでと考えております。県営プール跡地及び奈良警察署敷地へのホテル誘致につきましては、事業者のニーズ、要望を把握しつつ、各事業者のトップの方々に対してセールス活動を展開してまいりましたが、不動産への投資環境は依然として厳しく、現時点で具体的な検討・協議までは至っていない状況でございます。

事業者がホテル立地の投資判断を行うに当たりましては、これまでのさまざまな交渉の中でわかってきたこともございます。経済事情などの投資環境に加えまして、候補地を含めた周辺観光地の将来性・発展性が大きな要因の一つであると言われております。

この用地は、平城宮跡、奈良公園、西ノ京といった観光地をめぐる周遊型観光拠点に非常に適した場所でございます。将来の発展可能性が高い、すぐれた地域と思っております。その点は投資関係者もよく認識されており、大きな興味を持っていただいているところでございます。当該用地ににぎわい・滞在・交流の拠点という三つの性格をあわせ持つ、ホテルを核としたにぎわいと交流の拠点を整備することは、県外からの宿泊客、観光客のみならず、近隣地域からの集客も可能となり、多くのにぎわいと雇用を生み出すとともに、来訪された方々が県内観光地や周辺のまちまちへと回遊することによって、県内地域での消費拡大、地域経済活性化につながることを期待できると思います。

現在、ホテルを核とするにぎわいと交流の拠点の構想に基づき、ホテル関係事業者等との意見交換を重ねておりますが、その中で考えております点が四つほどございます。

一つ目は、さまざまなイベントが実施可能な広場空間を設け、市民参加も含めた多様なイベントを実施することによる誘客能力の向上を図ることでございます。

二つ目は、ホテルは、VIPから修学旅行生までを含む多様な客層を受け入れるようにするほか、広場のイベントを客室からも鑑賞できるようにする、他に例のないユニークな広場を囲むホテルづくりのアイデアでございます。

三つ目は、地域住民が楽しみながらさまざまな活動ができる場を施設内に設けることでございます。

四つ目は、ホテル周辺での物販機能は抑制することにいたしまして、ここへ集まった客が周囲のまちへ買い物などであふれる仕組みづくりをしていくことでございます。地域の商業機能との共存共栄を図るアイデアでございます。

このようなアイデアを新たに付加していくことが必要と認識しております。今後、これらの新しいアイデアを具体的に施設整備に反映する検討を進めるとともに、ホテルの投資と運営を行っていただく事業者に理解を広め、セールス活動を積極的に展開することによって良質なホテル誘致の実現につなげて、ホテル整備の最もおくれた観光地からの脱却を目指していきたいと思っております。

代官山 i スタジオの売却についてのご質問がございました。

代官山 i スタジオは、現施設の老朽化が進み、耐震性も確認されていないことから、今後もそのまま活用することは困難である状況でございます。将来的に活用予定のない資産

を保有し続けることは管理上も望ましくないため、平成二十一年六月に策定した県有資産の整理計画において売却する方針としたものでございます。

前回、平成二十一年の入札は、リーマンショックの影響もあり、土地価格が急激に下がっていく中、鑑定価格が実勢と乖離したため高値感があり、不調に終わったものと考えております。

代官山スタジオに関しましては、そのすぐれた立地条件から、従来より民間事業者の方の関心を集めている優良物件であると聞いております。とりわけ今年度に入って問い合わせがふえてきており、購入意欲の高まりをうかがっております。不動産ディベロッパー等からの聴き取りでも、これまで抱えてきた物件の整理が一段落し、新たな物件を求める段階に入っているとのことであり、現在が売却の好機と判断したものでございます。また、現在の経済情勢等から、今後、中期的に見て不動産価格の大幅な好転が期待できる状況ではないことも勘案し、今が売却のタイミングであると考えたものでございます。

予定価格につきましては、前回の鑑定結果がバブルの様相を呈していた地価急騰時の影響を強く受け、実勢と離れた高値に設定されたものであるため、今回の入札においては、平成二十三年九月時点で再鑑定を行ったものでございます。結果として前回より四割程度下落いたしましたが、公示価格、相続税路線価などの現況を踏まえ、現時点での適正価格と評価されたものでございます。

今回の入札の成立を強く期待しておりますが、県民の貴重な財産の代価である売却益は、医療関係をはじめとする喫緊の課題への対応策の財源として有効に活用させていただくことにしたいと思います。

平城宮跡の整備についての見通しなどのお問い合わせがございました。

平城宮跡は、国営平城宮跡歴史公園としての整備が進められております。大極殿を囲います築地回廊、南門、東西楼などの第一次大極殿院の建造物の復原や、宮跡のガイダンス及び公園の利用案内を行う施設の整備を行い、往時の平城京の歴史文化をわかりやすく体験・体験できるように整備が進められているものでございます。

このうち建造物の復原整備につきましては、学識経験者などで構成する委員会による検討をもとに、本年七月に国営平城宮跡歴史公園第一次大極殿院建造物復原整備計画が取りまとめられました。また、宮跡のガイダンスや公園の利用案内を行う施設についても、既に文化財発掘調査を実施するなど、整備に向けた取り組みが行われております。これらの復原整備や施設整備については、平成二十六年以降、順次工事を実施していく予定と聞いております。

県は、国営公園のこれらの整備と連携いたしまして、朱雀大路西側の区域において、奈良観光の玄関口となる交通ターミナルや、訪問者に快適に過ごしていただくための施設、国営公園にふさわしい観光案内施設等を整備する予定でございます。現在、この区域で操業中の大型工場と移転補償交渉を進めているところでございます。

なお、平城遷都一三〇〇年祭後も引き続き平城宮跡へ来訪される多くの方々に対する利便性を確保するため、平城宮跡内に暫定的にバスターミナルや駐車場、トイレ、休憩所を既に整備したところでございます。

県としては、引き続き、国などの関係機関と連携を図りながら、平城宮跡を訪れた人々がその歴史を体感し、公園での滞在を楽しんでいただけるよう、積極的に整備と活用の推進に取り組み、奈良県観光の持続的な発展に努めてまいりたいと思っております。

京奈和自動車道の整備促進についてのご質問がございました。

京奈和自動車道は、県の南北の基軸でございます。企業立地の促進、広域的な観光振興や医療提供の体制などを担う重要な道路でございます。さらに、台風十二号で被災した県南部地域の復興に向けて、国道一六八号や国道一六九号を結び、災害に強い紀伊半島の道路ネットワークの中心を担う重要な道路であり、早期整備が必要と認識しております。

工事区間のうち大和御所道路について、国は順次供用目標年次を公表し、整備を進めていただいております。まずは、(仮称) 橿原・大和高田インターチェンジから(仮称) 橿原南・御所インターチェンジについて、平成二十三年度内の供用を目指し、事業を進められております。

さらに、西名阪自動車道と接続する(仮称) 大和郡山ジャンクションは平成二十五年度に、(仮称) 御所南インターチェンジまでを平成二十六年度に供用できるよう積極的に事業展開すると国から聞いております。残ります五條北インターチェンジまでを平成二十八年度までに供用できるよう国に働きかけてまいりたいと思っております。

事業中の大和北道路につきましては、現在、予備設計や地下水調査などを実施しており、今後、地元との設計協議を進めると聞いております。

京奈和自動車道の事業中の箇所の整備は、本県にとって最重要課題でございます。今後も事業促進のため、さまざまな協力・支援を行うとともに、早期整備について、引き続き国へ積極的に要望してまいりたいと思います。

その中で、京奈和自動車道大和北道路のトンネル区間についての今後の展望・要望についてのご質問がございました。

大和北道路を含む京奈和自動車道は、昨年十一月議会においてお答え申し上げましたが、全線が供用しネットワーク化することは必要不可欠だと考えております。大和北道路については、国と県が平成十三年から大和北道路有識者委員会などで県民の意見を取りまとめ、その提言をもとに県が都市計画決定してきた経緯については承知をしております。

しかし、大和北道路の(仮称) 奈良インターチェンジ以北の想定される事業は、トンネルをつくることが中心でございますが、その事業費は約二千二百五十億円、県の負担額は約七百億円になるもので、京奈和自動車道の中でも特に事業費規模が大きく、厳しい財政事情の中、国においても県においても大きな財政負担となることも事実でございます。

さらに、東日本大震災などに対応するため、平成二十三年九月二十日の閣議決定において、国道交通省の平成二十四年の概算要求枠を平成二十三年予算の一〇％削減とする方針

が示されるなど、必要な事業費の確保が難しい情勢でございます。また、本県におきましても、今後、台風十二号の復旧・復興に大きな事業費が必要な状況でございます。

そのため、選択と集中の観点から、まずは事業中の大和北道路の（仮称）大和郡山ジャンクションから（仮称）奈良インターチェンジ間や大和御所道路の早期整備を国にお願いするとともに、県においても西九条佐保線など、関連アクセス道路の早期整備を目指し、京都方面へのもう一つの軸を形成するよう努力していきたいと考えております。

大和北道路のトンネル部分につきましては、このような諸般の情勢をかんがみて、新規事業採択の要望を当面見合わせることにしたものでございます。

以上が私に対する質問でございました。残余は、教育長、県警察本部長に答えさせていただきたいと思っております。

○議長（国中憲治） 富岡教育長。

◎教育長（富岡将人） （登壇）三十六番新谷議員のご質問にお答えいたします。

私には、高校生のボランティア活動について、岩手・宮城両県でボランティア活動に取り組んだということだが、その成果はどのようなものか、また、成果をどのように活用していくのか、さらに、台風十二号による県内被災地に対して、高校生ボランティアとしてどのような取り組みを考えているかのお尋ねでございます。

議員お述べのとおり、今夏、東日本大震災被災地支援ボランティア活動を企画したところ、まほろば総体での高校生ボランティアの継承・発展を目的として設置されました高校生生徒会連絡会が積極的に参加を表明してくれました。この連絡会が既に福島県に文房具などの支援物資を送達している経緯もあることから、県内国公私立高校三十一校七十九人の多くの生徒が参加してくれました。宮城県気仙沼市、岩手県陸前高田市において、泥のかき出しや草刈りなどを行ってくれたところでございます。

参加生徒は終始熱心に取り組み、地元の方からありがとうなどのねぎらいの言葉をかけられるなど、大いに感謝をいただいております。また、ボランティアに参加した生徒の感想文からは、生命尊重の精神、助け合いの精神、自己有用感の高揚が語られ、ボランティア参加の充実感が示されているところでございます。

現在、この成果を参加した生徒だけにとどまらず、各学校で報告会が実施され、県内すべての高校生が思いを共有する取り組みが進められております。今後は、これを報告書にまとめ、全高校、全中学校に配布し、命やともに支え合い生きることの大切さを感じる生きた教材として生徒の指導上に役立てたいと考えております。

一方、台風十二号による豪雨被害に遭った本県被災地の支援についても、既に連絡会の呼びかけにより各高校では災害義援金の募金活動が始まっております。今後は、現地の復旧状況等を見きわめながら、十一月開催の連絡会全体会で高校生のできる支援策について協議し、実行可能なものから実施に移していきたいとの意思表示をもらっているところでございます。

以上でございます。

○議長（国中憲治） 和田警察本部長。

◎警察本部長（和田昭夫） （登壇）三十六番新谷議員のご質問にお答えいたします。

高齢者の交通事故の現状と、これを防ぐための取り組みについてのお尋ねでございました。

議員ご指摘のとおり、高齢者の交通事故につきましては、本県におきましても本年八月末までの交通事故者数は十三人と、全死者数二十六人の半数を占めております。また、近年、高齢者の方が運転者として加害者となる事故が増加し、一昨年から被害者となる事故を上回っております。

高齢者の交通事故防止に当たりましては、第一に、高齢者の方々みずからが身体の変化を知り、自覚することが大切であります。そこで、道路横断を疑似体験できる、そういった機器を利用いたしまして、ご自分の歩行速度に応じた正しい横断を身につけることや、高齢者講習などの機会に実車教習や運転シミュレーターを活用いたしまして、身体機能の変化に応じた安全運転に心がけること、こういったことなどを目的とした参加・体験型の教育を進めております。

第二は、高齢者を取り巻く交通環境の整備でございます。信号機の設置場所や利用状況に応じまして横断秒数を見直したり、押しボタンを押すと横断秒数が延長される高齢者感応式の信号機を設置いたしますほか、信号灯器のＬＥＤ化、標識の大型化・高輝度化などによりまして、信号機や標識の視認性を高めるよう努めております。

最後に、一般ドライバーが高齢歩行者や高齢運転者標識を表示した車両を保護することでも大変重要でございます。そこで、横断歩行者に対する妨害行為だとか、あるいは、表示車両に対する幅寄せといった違反を重点的に取り締まるほか、あらゆる運転者教育の機会を通じまして、交通社会の参加者すべてが高齢者を保護する意識を定着させるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（国中憲治） 三十六番新谷紘一議員。

◆三十六番（新谷紘一） 知事には八項目、それから教育長並びに警察本部長にそれぞれ一点ずつ質問をいたしました。残っている時間、もう四分足らずであります。きちんと議論しなきゃならないこと、二、三の答弁の中であるんですが、また、折に触れて、あるいは、決算審査特別委員会にまた入らせていただきますので、そこでいろいろな議論を深め、政策提言もさせていただいたらと、こう思います。

以上をもちまして私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（国中憲治） しばらく休憩します。

△午後二時十九分休憩

△午後二時三十三分再開

○議長（国中憲治） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、十五番森山賀文議員に発言を許します。――十五番森山賀文議員。

◆十五番（森山賀文）（登壇）議長のお許しをいただき、ただいまから代表質問を行わせていただきます。

その前に、今回の台風十二号の災害により改めて感じたことがありました。いろいろ感じましたが、その一つは、公職の立場につく者の崇高な態度についてです。台風による豪雨で、和歌山県那智勝浦町も大きな被害を受けました。寺本町長ご自身も、最愛の家族である結納を間近に控えたご令嬢やご令室様も行方不明の末、ご遺体で発見されました。しかし、そのような環境にあっても、災害の復旧に向け陣頭指揮をとっている町長は、町内にまだ行方不明者がいるとして、まずは職務優先で災害発生から取り組んできている。職責を考えると、当たり前のことをしていると私は思っていると。私心をあらかず、公務を優先され、職務を全うされました。この町長のような崇高な心構えで事に当たる人が多いまちほど、災害のつめ跡は大きくとも、やがてすばらしいまちに復旧するのだと思います。

このたびの台風十二号災害において、県内でも甚大な人的被害が出てしまいました。とうとい命を絶たれたご遺族に衷心からお悔やみを申し上げますとともに、行方不明の方々が一刻も早くご家族のもとにお戻りになられますことをお祈り申し上げます。あわせて、いまだなれない生活が続き不安と闘っておられる、被害を受けられた方々に対し心からお見舞いを申し上げます。そして、平穏な日常が一日も早く戻ることをお祈りし、質問に移らせていただきます。

まず、台風十二号への対応について、荒井知事に質問します。

台風十二号は、九月三日午前を高知県に上陸後、ゆっくり北上し、県内に甚大な被害をもたらしました。大規模な豪雨被害に対し、四日早朝から自衛隊の派遣、五日からは他府県の警察の応援を得て、道路が各所で寸断され、悪天候でヘリコプターが使えないという状況下で行方不明者の本格的な捜索活動が始まっていました。また、孤立状態になった集落の把握や電気、電話、水道などのライフラインの被害の把握と、その復旧に全力で取り組まれていたところです。警察、自衛隊をはじめ関係機関の皆様に改めてお礼を申し上げます。次第です。

今回の災害の特徴として、予想を超える災害パターンで、大規模な土砂崩れと、それによる土砂ダムの発生があります。新聞報道等によりますと、九月六日に国土交通省が実施したヘリコプターによる上空からの調査において、既に五條市大塔町赤谷、十津川村長殿、同村栗平において土砂ダムが確認されています。その後、十六日に紀伊半島に再び豪雨があり、決壊の危険性がより高まったとして、奈良県では野迫川村、十津川村の計四地区が災害対策基本法に基づく警戒区域に設定されました。

土砂ダムが決壊したときの恐ろしさは、明治二十二年の十津川大水害においても次の記録が残っています。「明治二十二年八月十九日の夜中から二十日の早朝にかけて、ついに大規模な山崩れが始まった。十津川村内のあちこちの山肌が大きく削り取られ、音を立てて

崩れ落ちた。谷底に落ち込んでいった土砂は、その途中で人家をなぎ倒し、田畑を押し流した。川の水はせきとめられ、至るところではんらんが起った」と記されています。当時の十津川村の四分の一に当たる六百十戸が壊されたり流されたりし、百六十八名が犠牲になったという、まさに想像を絶する被害でありました。

ここで一つ問題提起をしたいと思います。土砂ダムが確認された九月六日、また、その前日の五日、知事はどこにおられましたでしょうか。日本と東アジアを考える委員会に出席のため、地元奈良を離れて東京に出張されていたと聞いております。万が一、災害対策本部長である知事がおられないときに土砂ダムが決壊していたら、もし大水害が起こっていたらと不安になるのは神経質過ぎるでしょうか。

また、六日は、被災地である十津川村出身の前田武志国土交通大臣を団長に政府調査団が来県され、現地視察をされました。知事は上京中で、視察には同行されませんでした。やはり被災県の代表としましては、現地視察に同行されるべきだったのではないのでしょうか。

そこで、荒井知事に質問します。

台風十二号による災害真ただ中の九月五日から六日に災害対策本部長である知事が地元を離れて上京を優先したのは、なぜだったのでしょうか。

次に、関西広域連合への参加について、荒井知事に質問します。

前回の定例会でもこの件について知事からご答弁をいただいておりますが、その後三カ月の間のさまざまな動きもあり、改めて質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

知事ご自身も連携団体の立場からということで防災について考えを述べられた七月二十八日に、第九回目となる関西広域連合委員会が開催されました。その中では、広域連合長でもある兵庫県の井戸知事からは、東南海・南海地震が起こった場合、奈良県の場合、津波被害はない。しかし、道路がずたずたで、孤立集落がいっぱい出てくる、土砂崩れが至るところで出現するはずだという被害予測もあるので、対策と一緒に議論させてくださいという、今回の台風十二号災害を見越したかのような指摘も既にされておりました。

また、台風十二号が奈良県、和歌山県、三重県の三県に大きな被害をもたらした、そのすぐ後、九月十日には関西広域連合総務常任委員会が開催され、そこでは、被災地への職員派遣がどういう根拠に基づき進められているのかということへの確認や、ほかにも、緊急時の対応策として関西広域連合が指揮系統の一本化を図るべきではと確認する場面がありました。

知事は、五日の県災害対策本部会議で、頼りになるのは国。兵庫県や和歌山県も被害を受けており、関西広域連合に要請するつもりはない旨の発言をしておられたと、一部報道されていましたが、関西広域連合から支援の申し入れがあったことがきっかけとなり、十日に県から正式に関西広域連合へ土木技術職員の派遣を要請されました。現にこういう大きな被害を受けたこのタイミングで、関西広域連合から支援の申し入れがあり、その申し

入力を正式に受け入れたという一連の出来事は、関西広域連合の輪に加わることがよいのか、それとも、今までのお考えどおりの広域連携という考えでよいのか、判断材料の一つになったのではないのでしょうか。

もともと関西広域連合の設立のねらいは関西における広域行政を展開していくことで、その一つは関西広域防災計画を策定し、災害発生時の応援体制の強化を進めるなど、広域防災に積極的に取り組むことが掲げられています。

これまで知事は、関西広域連合に参加しなくても連携で対応できることが多いとおっしゃっていました。しかし、今回の大規模災害を経験し、関西が一つになって広域防災計画を策定することも必要ではないか、どちらの選択が本県の復旧・復興に向けスムーズなかなど、いろいろとお感じになられるところがあったのではないかと思います。台風十二号による大災害を経験した今、関西広域連合への参加に対する知事の所見を改めて伺います。

次に、奈良県立大学について質問をいたします。

三年前に県立大学について荒井知事に質問をさせていただきました。五十年以上にわたり夜間大学として果たしてきた役割にピリオドを打ち、昼間大学としてスタートした県立大学は、より大学間競争も激しくなる中、どのような存在を目指すのでしょうかとの質問でした。

三年前は、県立大学も含め県立医科大学も、生駒市の高山第二工区の開発計画の見直しにより、住宅地中心の計画から複数の大学の立地を基本にしたものに見直していくとの構想案の段階で、結論がまだ出ていない時期ではありましたが、その後の経過で、共同キャンパスのイメージで大学村をそこに設置するという案はほとんど白紙に戻りました。そのような過渡期での質問だったということがあり、知事の答弁も、県立大学が今後どのような存在を目指していくかについては、今後検討を深め進めていきたいとの答弁にとどまるものでした。

近年、少子化の影響を受け、複数の大学が定員割れを起こしています。幸い、県立大学は、これまでの先を見越した取り組みにより、他の大学にはない魅力があり、その心配は大きくはありませんが、今後、大学間競争に勝ち抜き、よい人材を輩出していくために、今まで以上に具体化した取り組みが必要となってまいります。特に県立大学は、約五十年以上続いた夜間大学から、この時代に昼間大学へ飛び込んだ大学でもあります。現状維持では魅力を維持できず、今後定員割れを起こすこともあり得ます。あるいは、定員を維持できたとしても、大学が入学を望む人材が減少していくことも可能性として十分あり得る話であります。そうならないためにも幾つかの提案をさせていただきたいと思います。

私は、ことしの春にある相談を受けました。それは、関西に拠点を置く名の通った私立大学の関係者からのものでありました。内容は、受験会場を奈良県内で探しているが、適当な会場が見つからないというものでありました。まず優秀な人材を確保する一つの手段としての入試を、都市圏だけではなく、受験対象者がそう多くはない奈良県にまで手を伸

ばし、進学率が高い奈良県内の優秀な人材を確保していこうとするその姿勢に、大学間競争に打ち勝つための大学側の強い意気込みが伝わりました。

ちなみに本県は、県内高校卒業生の東京大学や京都大学への入学率はここ十数年はトップクラスであり、また、奈良県で教育を受けた優秀な人材が一番身近にいるにもかかわらず、県内大学への進学率は低く、県外大学への進学率はトップクラスを維持しています。

では、奈良県立大学の優秀な人材を確保するための現在の受験方法はどうなっているのかと申しますと、先ほど申し上げたような、県外へ特設の受験会場をつくり、優秀な人材確保を行っていくことや、奈良県内の優秀な高校生を引っ張る方策などは特にありません。

私は、入試方法を改善することにより、県立大学の教育研究上の目的となる、地域や観光に関する教育・研究を通じて、地域づくりに貢献できるすぐれた人材を育成し、研究活動の成果を地域に還元することへの実現への大きな近道になると考えています。

また、地域創造学部教育研究対象である地域や観光は、学問の分野としてはまだ新しいものですが、これからの社会を考えていく上で大変重要なものになってまいります。今後の地域づくりに貢献できる人材を育成するには、これまで取り組んできた内容に加え、諸外国、とりわけ身近なアジアの国々と生の交流を行うことにより、地域や歴史文化の比較を通じ、見聞を広げ、知識を厚くすることが必要であり、そのことによってより地域づくりに貢献でき、かつグローバルな活躍ができる人材を育成することができるようになると思います。

二年前に県立大学の名誉学長に李御寧という先生がつかれました。日本の国公立大学で外国人を名誉学長に推挙するのは当時初めてのことでありました。県立大学としても、大学間競争に打ち勝つため、先駆的に進めたその名誉学長の存在をアジアとの太いパイプとして最大限生かし切れるような体制づくりも急ぐべきだと考えます。それらを進めることは、地域づくりに活躍してくれる人材育成にとどまらず、同時に、県立大学を卒業した学生が国外でも活躍できる人材に育つことにつながります。

さらには、県立大学の総合大学化、規模についても検討が望まれます。勤労学生大学としてスタートした県立大学は、平成二年に四年制の県立商科大学としてスタートしたころ、一学年が百名程度でありました。現在も百五十名程度ですが、完全昼間大学に変わった今、少子化時代、少数精鋭とはいえ、六百三十名の学生数を、実質競争率が四倍前後と高い昼間大学として現在のレベルを維持しつつ増員することは十分可能だと思います。そのためには、新学部あるいは新学科を増設すること、また大学院を設置すること、また、新しいキャンパスを設置すること等、いろいろなことが想像できます。

これらの総合的観点からの構想が構築されますと、現在の大学教育の施設は老朽化が著しく、キャンパスを再建あるいは移転するのか、次の段階の話が具体的にになってまいります。

そこで、荒井知事に質問します。

アジアとのつながりなど、名誉学長にかけられる期待の大きさや、国内外の学生から望まれる大学内容などの新構想を含め、奈良県立大学が今後どのような存在となることを目指し、そのためにどのような改革を進めていこうとされているのか、改めて質問いたします。

次に、歯・口腔からの健康づくりについて質問します。

今回の通常国会で歯科口腔保健の推進に関する法律が成立いたしました。この法律は、歯や口の中の疾患の予防や定期的に歯科健診を受けることを勧奨することなどが主な目的として、ついこの間のことし八月に法律化されたものです。

これまで歯科保健の分野は、根拠となる法律が一本化されていない中で、それぞれの法律の規定に基づいて施策を進めてきていました。例えば母子保健法や健康増進法などの規定です。そのために、赤ちゃんからお年寄りまで一貫した歯・口腔の健康づくりを進めにくいというのが現状でした。

改めて申すまでもなく、健康には体だけではなく歯・口腔も大きくかかわっています。例えば歯周病という病気があります。この口腔の病気を適切な治療を受けた場合とそうでない場合とでは、心疾患による死亡率が一・九倍、心筋梗塞になる確率が二・八倍という学術論文が出ています。また、早産や低体重児出産の確率が七倍も変わるという論文も出ています。

また、口腔ケアを行うことでインフルエンザが十分の一まで減少することや、体の弱い方に多い肺炎も約四〇%も減少することが報告されています。さらには、認知症の進行も抑えられる可能性が指摘されています。逆に、歯で物がうまくかめないと、認知症が進む確率が一・九倍にはね上がるという報告もあります。

したがって、歯や口の中の悪い状態が続くことが病気につながり、それに伴って医療費も上がるという悪循環につながります。

では、歯・口腔はそれほど健康に欠かせない分野ながら、私たちの日常生活を顧みまずと、どれほど意識をして健康管理をしていますでしょうか。

例えば私自身を顧みますと、現在四十二歳になり、四十歳になったときから特定健康診査を受ける案内が届くようになりました。この健診によって自己負担が千円で、血糖値や肝機能など血液の検査で健康状態が確認でき、その上、問診もしていただいて、大いに健康管理につながっています。

そのように、体についての健康診査は公的機関が行っているのです。最低限受けようという気持ちにつながり、予防につながりますが、それに比べて歯や口の場合は、何か虫歯や歯周病など病状が出ない限り行ったことがありません。市町村によって節目の歯科健診を行っているところもあるそうですが、多くの方が同じように、歯・口腔については病状に気がついてから治療を受けているのが現状ではないでしょうか。

しかし、それでは健康管理が行き届かず、次なる病気を引き起こすかもしれません。今回成立した法律の条文の中では、地方公共団体の責務として、その地域の状況に応じた施

策を策定し及び実施する責務を有するとうたわれています。奈良県の状況に応じた施策の策定、実施が責務だとうたわれています。

数年前に歯磨きのコマーシャルで芸能人は歯が命というキャッチコピーがはやったときがありましたが、何も芸能人に限らず、歯はすべての人の命、健康に大きくかかわっています。その歯・口腔を乳幼児から高齢者まで一貫して健康管理ができることを目的として、今回、法案が通ったのだと思います。

そこで荒井知事に質問します。

歯・口腔の健康づくりに関し、本県ではこれまでどのような取り組みをされてきたのでしょうか。また、新たな法律の目的である歯科口腔保健の総合的な推進についてどのように考えておられるのでしょうか。

次に、過疎地の買い物弱者などに対するモビリティの確保について質問いたします。

本年三月に交通基本法について閣議決定がなされ、国会に提出されました。この法案の成立を急ぐ理由には、地域公共交通の衰退、バリアフリー化の推進、地域公共交通の支援、交通部門の二酸化炭素の削減と、大きく分けて四つの背景があります。法案には、交通に関する基本理念として、交通に対する基本的ニーズの充足や機能確保・向上、環境負荷低減及び交通に関する総合的な施策の実施などが掲げられています。加えて、国、地方自治体、事業者の責任を明確にすることについて盛り込まれています。しかし、東日本大震災が起こり、その関連法案が優先される中、今日まで成立はされておりません。

一方、通院や買い物等、日常生活に必要な移動に不安を感じることなく、県民だれもが生き生きと暮らせるよう、安心した暮らしを支えるモビリティの確保に取り組むことを基本方針の一つとして、奈良県ではことしの三月に移動環境の改善に向けた取り組みをまとめた奈良県交通基本戦略を策定いたしました。

今回は、その中でも、人口減少が続き、昨年百四十万人の人口を割った本県の過疎地、高齢者を中心とした買い物弱者に焦点を絞り、質問をさせていただきます。

経済産業省は昨年末、高齢者への取り組みの一環として、近くの商店の相次ぐ閉店などで食料品など日常の買い物が難しくなった、主に高齢者の買い物弱者を支援するとして新しい制度を導入することを発表しています。続いて、本年五月末には買い物弱者応援マニュアルを公表しています。

買い物弱者への対応については、これからの時代にさらに深刻な状況となることが予想され、経済産業省の試算では、買い物に困る高齢者は、現在、全国で六百万人を超えると推計されていて、買い物弱者を支える取り組みは、日本社会全体の喫緊の課題、テーマであり、それぞれの地域において積極的な取り組みが求められます。

そういった高齢化、買い物弱者への対応として、今、大手資本のスーパーや全国展開するコンビニエンスストアチェーンがビジネスチャンスとしてとらえ、高齢者、買い物弱者向けのサービスをこぞって模索する状況があります。

ことし東京都内で会見したセブンイレブン・ジャパンの井阪社長は、買い物弱者と言われる六百万人以上の潜在的な市場規模は大きいと話し、コンビニが提供している近くて便利という価値を改めて問い直し、新たな時代のコンビニとして、高齢者、買い物弱者の市場にもしっかりと取り組みたいと強い意欲を示しています。このセブンイレブンの取り組みでは、タッチパネルを指で操作して宅配サービスの注文ができるタブレット型端末を利用し、セブンイレブン・ジャパンをはじめNTT東日本、都市再生機構などが協力、本年の二月四日から試験的にシステムを運用させ、問題がなければ全国展開したいとしています。

こういった例はほかにも数多くありますが、しかし、それらのほとんどは大手資本のスーパーや全国チェーンを持ったコンビニなどの取り組みで、URをはじめ集合住宅などに住む、比較的人口が集中している地域が中心です。

話を本県に戻しますが、実際、ほとんどの市町村で人口減少を起し、高齢化も進んでいます。過疎地に暮らす買い物弱者は、そのような民間事業の市場の対象になることは、採算面から考えてなかなか実感がわきません。今後も買い物を含む日常生活上の公共交通での移動で不安を抱える日が続くなら、山間部を中心に人口減少は一層進むと思います。買い物弱者は、病院への通院などを含み、昨年、人口が百四十万人を切り高齢化が進む奈良県の今後のモビリティのあり方についての象徴のような気がします。

そこで、荒井知事に質問します。

この高齢化社会における買い物弱者など、特に身近な公共交通機関が少ない過疎地における日常生活のモビリティの確保について、奈良県の取り組み状況と今後の対応についてご答弁いただきたいと思います。

次に、奈良県の林業及び木材産業振興について質問します。

昭和五十五年をピークに木材価格は下落の一途をたどり、昨年にはピーク時の四分の一まで下落をしています。この価格では皆伐後の造林のための資本が確保できず、放置される森林が後を絶ちません。県土の七七%を覆う森林を何とかよみがえらせようと、本県におきましても森林環境税の活用によって放置人工林の解消に努め、森林の荒廃を防いだり、奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例を昨年四月に制定し、現在も奈良県の林業及び木材産業振興について取り組み真ただ中であります。

この夏、私も、机上ではなかなか伝わりにくい森林の現状を把握するため、関係者に同行させていただき、実際に人工林を育てている現場へ足を運び、説明を受けてまいりました。そこには切り捨て間伐により、本来搬出されれば柱やその他の用材になるであろう立派に育った人工林が無数にありました。さらに悪い状況は、全く手が入られていない人工林の斜面は、真昼というのに夜のとばりがおりたのかと思うほど光が遮られ、暗い状態がありました。間伐材をなぜ再利用しないのか尋ねると、出材条件の悪いところにおいては、搬出して補助金をもらっても赤字になるような低価格の間伐材は、切り捨て間伐で補助金をもらう方が赤字が少なくなるので、そうせざるを得ないということでした。

このように、切れば切るほど赤字になる、手を入れれば入れるほど赤字になるという状態を何とか改善しようということで、現在、森林・林業再生プランや新しい条例の制定などで、国においても本県におきましても懸命に取り組んでいますが、なかなか現場は思うように進んでいないのが現状のような気がしました。

一方、森林整備の基本となる森林の境界線に関する問題も深刻化する傾向にあります。例えば、相続したが山林の所在すらわからない。十年前には確認できたが、今はよくわからないので、隣接者に立ち会いを求めたが、お互いの主張が食い違って決められないといった境界線に関する問題は後を絶ちません。

これは、木材価格の下落で山への魅力や関心が薄れたことによることと、山村の過疎化や高齢化により山の精通者が不在となりつつあることが大きな理由だと思われます。抜本的な解決策として早期に地籍調査を行う必要がありますが、費用対効果が低いことと地元自治体の負担が大きいため、県内では一部市町村を除いて進んではいません。

現在、森林境界に関する林野庁の補助事業として、森林境界明確化促進事業を筆頭に森林整備加速化事業や森林整備地域活動支援事業などがあり、簡易測量で森林境界を明確化することができるそうです。こちらは、地籍調査に比べて時間的にも費用的にも容易に取り組めるそうです。このような補助事業を促進するなどして早期に境界線を確定しないと、後々多大な時間と経費がかかることになり、これは森林再生プランの推進をおくらせることにもつながります。来年度からは制度も変更になると聞き及んでおり、森林管理のための情報整備及び情報発信が進むことを願うところです。

今回、私が耳にした生の声を幾つか挙げさせていただきます。

奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興方針には、県産材の安定供給のため、作業道整備、機械化及び施業の集約化等による低コストな木材生産を推進するとうたわれています。が、奈良県のような、地形的に急な斜面が多いような森林では作業道の整備も簡単ではありません。本県の特に関東山間では零細で分散的に点在する森林を所有している山主が多く、林道から何百メートルも離れ、その上急な斜面の木材を搬出するには、安全かつ効率的であるヘリコプターが活用されてきました。奈良県では、現在、主に二社が活動しておりますが、林業機械のようにヘリコプターにも補助が受けられる制度になれば、森林所有者の負担は軽減されます。また、造林補助金を申請する内容が複雑になった上、最低施業面積も五ヘクタールに引き上がったことで小規模林業家が申請をしにくくなり、今後さらに放置されることにつながらないか懸念しているとのことでありました。

また、指針では、県産材の利用促進の観点から公共施設の木造・木質化の推進がうたわれていますが、現状は、県、市町村においてはどれぐらい力を入れているのか。また、地域認証材や県産材の一定量の活用に対し補助が受けられるようになった道府県も多いが、補助金に関する広報や周知のための伝達システムがうまく機能せず、認知度がまだまだ低く、大手ハウスメーカーの販売戦略には到底かなわないというご意見もありました。今後は、新たな販路開拓を進めるとともに、新病院をはじめとする公共事業でどこまで木質化

推進を実現し、民間へのモデルになるように示していくのか、大きな期待をして見ていきたいと目標と実態の差についての問題を提起されていました。

森林の果たす役割は大きく、水源涵養や土砂流出防止、水質浄化、CO₂吸収など、公益的機能は私たちの暮らしにも大きく貢献しています。林業及び木材産業振興について意気にいく方法はないのでしょうか。

そこで荒井知事に質問します。奈良県の林業及び木材産業振興についての現状と今後の方針についてお答えください。

最後に、県警察本部長に質問いたします。

一時期、振り込め詐欺が急増し、大きな社会問題となりました。悪質な詐欺グループの検挙と社会的弱者である高齢者の方々が被害に遭わないように、奈良県下における同事案に対する対策について、過去、警察本部長に質問がございました。

現在も世界的な金融危機から我が国も脱出できず、実体経済に大きな悪影響を与えています。これに呼応するように治安の悪化が続く中、県民が不安になり、警察に寄せる期待はますます高くなっています。引き続き、県警察として県民の安全と安心を守るため、さまざまな課題に取り組んでいただきたいと思います。

中でも、本日、喫緊の課題の一つとして取り上げさせていただきたいことは、押し買いに対する被害防止であります。最近、この押し買いという言葉もニュースで取り上げられる機会が増え、その言葉の意味するところも認識されてきたようですが、改めて説明しますと、訪問買い取りのことであり、古物商等が相手方から古物の買い取りや査定依頼を受けることなく、不意に自宅等を訪問して貴金属等の買い取りを行う営業であります。その営業を行う業者のうち、ひとり暮らしの高齢者などの自宅を訪問し、半ばおどすようにして物品を買い取っていくなどの悪質な業者が増加しており、社会的に問題となっています。特に貴金属価格が上昇したことで金やプラチナなどの貴金属を相場より大幅に低い価格で強引に買い取り、そのまま行方をくらます悪質業者が増加しているというものです。

独立行政法人国民生活センターの説明によりますと、不意に来訪した業者から買い取りを勧誘され、冷静に判断できないまま契約してしまうケースが多いといえます。オーソドックスな手口としては、古い着物などがあったら買い取るという口実で高齢者宅を訪れ、さらにブランド物の製品や宝石などのアクセサリがないかと持ちかけるケース、また、着物を買い取ってくれるというので安心をして貴金属類をその業者に見せると、市場価格の一割程度の価格を提示し、強引に契約を迫り、わずかなお金を置いて貴金属類を持ち去ってしまうなどです。後から冷静になって、持ち去った貴金属類を取り戻そうと思っても、連絡先を告げずに立ち去る業者が多いため、結局、泣き寝入りすることになります。

また、最近では、震災の被害者支援のために貴金属を集めていますなどと、人の善意につけ込み訪問する行為もふえているようです。さらには、勇気を振り絞り断ると、あなたはひどい人だなどと高圧的に迫り、怖くて断り切れないようになり、結局、相手の言い値で手渡してしまう被害者も多いそうです。

訪問業者すべてが押し買いの悪質業者ではないのかしれません。しかし、どの業者がよくて、どの業者が悪いという判断は、訪問してきた瞬間にはできません。ちなみに、政治活動の戸別訪問は公職選挙法によって制限がありますが、こちらの押し買い業者の戸別訪問には特に法的に制限はありません。

そこで、警察本部長に質問いたします。

金・プラチナ買い取りを中心とする押し買いについて、いつごろからふえて、どの地域や年齢層がねらわれているのか。これまでの県内における被害の実態はどのようなものでしょうか。また、今後、被害者を出さないためにどのような対策を推進されるのか、お答え願います。

以上で、私の壇上からの質問を終わらせていただきます。

ご清聴、どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（国中憲治） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） （登壇）十五番森山議員のご質問にお答えいたします。

第一問は、九月五日、六日に上京したのはどういうことかということでございます。

その際の上京に際しましては、日本と東アジアの未来を考える委員会第一回会議への知事出席の必要性を考慮するとともに、災害対応について、事前及び上京中についても最大限の配慮をいたしました。しかし、災害対応の初期段階において県庁を約二十六時間不在にしたことに対してご批判をいただいたことについては、これを重く受けとめたいと思っています。

九月六日に開催された日本と東アジアの未来を考える委員会は県主催の第一回会議であり、今後の活動方針の協議・決定や新委員長の選任をはじめとする新体制の決定など、非常に重要な会議であると認識しておりましたので、私自身が出席することがぜひとも必要であると判断したものでございます。

災害への対応として、副知事が在庁するとともに、緊急的に私の判断が必要になった場合に備え、東京事務所及び秘書を通じて即断・即決できる体制を整備し、上京いたしました。また、上京中におきましては、常時、危機管理監、担当部長と連絡をとり、情報収集と対策の指示を行いました。さらに、東京での会議も出席時間を短縮し、速やかに帰県するなど、県庁不在中、災害対応に遺漏がないよう最大限の措置を行っていました。

今回の上京についてのご意見、ご批判については、真摯に耳を傾け、今後は、今回の災害に対する緊急措置、復旧・復興に全力を挙げていく所存でございます。

次に、関西広域連合の参加について、今回の大災害の経験をした後の所見をとのご質問がございました。

まず、私が関西広域連合に支援要請をするつもりはないと言った旨の報道が一部マスコミによりなされましたが、これまで関西広域連合からの支援申し入れに対し私が断ったことはありませんし、断るよう事務方に指示したこともないことを改めて申し上げます。

今般の台風十二号の災害に際しましては、近隣府県をはじめ全国から温かい支援の手を差し伸べていただいております。既に何人かの知事様にはお礼の電話を差し上げたところでございます。

関西広域連合からの支援申し入れも非常にありがたい話であり、広域連合に参加してなくても、土木技術職員の派遣について、関西広域連合の構成団体である和歌山県と同じタイミングで同じような扱いで、九月二十日に支援の決定をしていただくなど、その迅速な対応に深く感謝を申し上げているところでございます。一方、福井県や新潟県からも支援申し入れをいただいております。災害支援での広域的な連携の重要性を感じているところでございます。

災害時の支援・受援につきましては、今後、県の防災計画を見直す中で計画の中に位置づけていきたいと考えております。関西広域連合とも連携団体として積極的に連携するとともに、他の府県とも同じように災害時の連携を行っていききたいと考えております。

今回の災害の経験により関西広域連合への参加についての私の考え方は、先ほど新谷議員にお答えしたとおりでございます。構成団体の事務の持ち寄り等の広域連合が持つ四つの特徴に起因する課題や、権限の範囲が不明確で責任の所在があいまいであること等、関西広域連合固有の三つの課題が解決されておられません。一方、関西広域連合以外の多くの府県からもご支援をいただいております。今回の災害に当たっても、国及びこのような府県との連携で十分対応できるものと考えております。

奈良県立大学のあり方について、新構想を含め、今後どのような改革を進めていこうとしているのかについてご質問がございました。

少子化が進み、大学間の競争が年々激しさを増しております。そのような中で、奈良県立大学が質の高い学生を養成し、社会のニーズにこたえ得る卒業生を輩出していくためには、常に今後の大学のあり方を考え、それに向けた改革を進めていく必要があると認識しております。

まず、大学の使命でございます人材養成でございますが、奈良にある県立の大学で学ぶことの意義を建学の精神として確立することが基本であると思っています。例えば日本の歴史上類がない主体的な国際交流を行ったという奈良の歴史、奈良にしかない魅力や特性を踏まえつつ、さらに小規模の大学だからこそできる、学生の個性を生かしたきめ細かな教育を通じて、実践的な課題解決能力を修得させることに主眼を置いて取り組むべきではないかという考えを持っております。

これに加えて、今後の大学のあり方を検討するに当たりましては、グローバルな視野に立った人材養成が必要だと思っています。とりわけ奈良の基層をなした東アジアとの歴史文化・社会的交流等を理解し、東アジアを舞台に企業や社会的組織で活躍でき、新しい交流の中心的役割を担える人材の養成が望まれていると思います。東アジアの歴史を勉強するに奈良以上の地域はないと思っています。これらの人材を養成する学科や、文系・理系の枠を超えた特色ある学科の再編も視野に入れてまいりたいと思っています。

また、名前をお挙げになりました名誉学長の李御寧先生は本当に立派な方でございます。李御寧先生には、日本を含む東アジアの歴史文化に対する造詣の深さを生かして、県立大学と海外の大学との相互交流、ネットワーク・人脈の構築などについてご指導をいただいているところでございますが、本年七月から八月に実施いたしました東アジアの若手地方政府職員が参加いたしました東アジアサマースクールの開催にも大きなお力添えをいただきました。大変好評でございました。引き続き、東アジアで通用する国際的な人材養成などにかかわる助言をいただけるものと大いに期待をしております。

今後の大学のあり方のグランドデザインを描くとともに、必要な取り組みを積み重ねたいと思っております。ご質問のありました大学の規模につきましては、学科の再編に伴う学生定員の増加を検討するとともに、老朽化した学舎を改善する方向で考えていきたいと思っております。また、ご提案いただきました、優秀な学生を確保するための県外入試につきましては、中部東海地方の受験者が多い実態を踏まえて、来年度から名古屋で実施する予定でございます。

歯・口腔からの健康づくりについてのご所見とご質問がございました。

議員ご指摘のとおり、歯や口腔の健康は、身体健康と関係するほか、おいしく食べたり、楽しく話することができるといった生活の質と関係いたしております。健康長寿社会の実現に寄与する大事な要素だと考えております。県で昨年作成いたしました健やかに生きる構想で、健康な歯の保持を目標の一つとして位置づけました。歯や口腔の健康の重要性についてはこれまでから十分に認識しております。

歯科口腔保健対策については、従来から主に市町村が実施主体となり、例えば子どもに対する歯科健診、働き盛り世代に対する歯周病の検診、高齢者に対する介護予防の観点からの口内の清潔と自分自身で舌の筋力を維持向上する取り組みを行っていただいているところでございます。

しかし、県が昨年実施いたしました、なら健康長寿基礎調査の結果では、定期的に歯科健診を受診される方の割合は、二十歳以上で三割程度でございまして、大変少ない人数でございました。また、市町村の実施する働き盛り世代に対する歯周病検診や高齢者に対する取り組みについては、一部市町村では行われていないなどの課題もございます。

このため県では、歯科口腔保健の取り組みがすべての市町村で実施されるよう、市町村が工夫して行う積極的な取り組みに対して支援を始めたところでございます。今年度におきましては、香芝市で住民の集まりやすい日曜日に特定健診と同時に歯周病検診を実施していただきました。大淀町で、たばこが歯の健康に悪影響を及ぼすことから、禁煙教室の中で歯科医師の講話と歯周病検診を実施するなどの取り組みを行ってまいりました。

今般新たに歯科口腔保健の推進に関する法律が成立したことを踏まえ、今後、このような地域ぐるみでの歯や口腔の健康づくりに取り組む市町村がふえてくればよいと思っておりますが、その中で、特に県民に歯や口腔の健康づくりの重要性を普及啓発することと、定期的に歯科健診を受診することの勧奨が行われることを望んでおります。

さらに、県、市町村、医療機関等の歯科口腔保健の取り組みを効果的に進めるため、法律にも定められているとおり、本県の実情に応じた（仮称）歯科保健計画を定めて施策の推進を図ってまいりたいと考えております。

過疎地の買い物弱者の対策についてのご質問がございました。

大変重要な問題でございます。人口の減少や高齢化が進む中、特に過疎地域における買い物や通院といった生活の基礎となる移動手段を確保することが重要でございます。そのため県では昨年度に奈良県交通基本戦略というものを策定いたしました。

その重点的な取り組みの一つが、過疎地域等の生活を支える交通の確保でございます。その中で、具体的には、過疎地域などにおける複数の市町村をつなぐ広域的なバス路線について、日常のモビリティ確保の観点から、路線の休廃止を回避することが重要と考えております。そのため、国の補助制度も活用した運行の支援や、今般上程している県税条例の一部改正により車両取得に関する課税免除となる支援を実施しようとしております。

また、地元市村との連携により、高齢者でも乗降しやすい低床バスを用いて、十津川村と県立五條病院とをつなぐ、診察開始時間に合わせた広域通院バスを運行しようとしております。現在は災害により運休中でございます。その利用については、通院以外の買い物等にも活用が可能であることを地域の協議会において周知をしております。

また、地域交通に関する県内の各協議会において、利用者の希望に合わせて運行を行う、いわゆるデマンド型の乗合交通をはじめ交通施策に関する技術的助言や、機会を設けてその取り組み状況を広く周知することなどに取り組んでおります。

このような取り組みにつきましては、実施結果の評価や分析等を行いながら、引き続き、過疎地域のモビリティの確保に取り組んでいく必要があると思っております。

なお、今回の台風十二号の災害により県南部地域は国道一六八号、一六九号といった命の道である幹線道路が途絶し、県道や村道等も各地で被災したため地域の移動が困難となり、孤立集落の発生や地域生活の麻痺を引き起こしました。また、道路の崩壊等により路線バスやコミュニティバスの運休も生じました。過疎地域の生活を支えるモビリティを確保する上で、復旧・復興対策として災害に強い道路の整備が必要でございます。その整備についても全力を挙げて取り組んでまいりたいと思っております。

林業及び木材産業の振興について、現状と今後の方針についてのお問い合わせがございました。

本県の林業・木材産業を取り巻く環境は厳しい状況が続いておりますが、県では、ご指摘のありました条例、奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例及び同指針を策定いたしまして、関係者の責務や役割を明確にした上で、重視すべき機能により森林を木材生産林と環境保全林に区分し、総合的かつ計画的な施策を推進しようとしているところでございます。

特に、お尋ねの木材生産林に応じた施策でございますが、林業・木材産業の振興については、県産材の安定供給と利用促進を柱にして取り組もうとしております。供給サイドと需要サイドの二面の取り組みでございます。

まず、県産材の安定供給につきましては、搬出等の経費がかさむことによりまして、県産材が市場において比較的高い価格となっている状況にかんがみますと、生産コストの縮減が不可欠でございます。今年度、意欲を持って木材生産コストの縮減に取り組む林業事業体に対しまして新たに支援制度を創設いたしました。具体的には、まとまった森林区域において境界の明確化や森林施業の集約化、本県の急峻な地形や地質に合った壊れにくい奈良型作業道の整備への重点支援、林業の機械化などを進めること、また、繰り返し間伐を実施することで生産コストの縮減を図ることなどで県産材の安定供給を推進したいと考えております。

また、需要サイドでございますが、県産材の利用促進につきましては、第一に、今年度から県産材を使用した新築住宅への助成に加えリフォームも新たに助成対象といたしまして、工務店等に対する制度の積極的なPRをしております。

公共建築物等の木造化や木質化についてでございますが、重要なことでございますが、木材の品質や価格の明示ができる製品リストの作成に取り組んでおります。あわせて、県、市町村と木材関係団体や建築関係団体とで構成いたします県木造・木質建築物等整備促進連絡会議を立ち上げ、幅広く意見交換を行いながら協議・検討を進める予定でございます。

さらに、本年七月に実施いたしました吉野材を使用した暮らしの道具デザインコンペが好評でございましたが、その入賞作品について、木材業界と連携して商品化に取り組むこととしております。首都圏などの大消費地や海外への販路拡大に向けた調査を実施しております。

また、今回、台風十二号災害で被害を受けられた地域におきましては、例えば災害で発生した倒木や間伐材をチップに加工する木材関連産業等による地域の雇用創出を検討し、それに支援をできないか検討しておるところでございます。林業・木材産業の振興によりまして、このような山村での地域振興を図っていきたいと考えております。

私に対する質問は以上でございました。

○議長（国中憲治） 和田警察本部長。

◎警察本部長（和田昭夫） （登壇）十五番森山議員のご質問にお答えいたします。

いわゆる押し買いについて、県内の被害の実態と被害防止対策についてのお尋ねでございました。

古物商などが相手方から古物の買い取りや査定の依頼を受けずに、不意に自宅などを訪問して、貴金属などの買い取りを行う押し買いにつきましては、他府県においては、押し買いの機会に詐欺・脅迫まがいの手段を弄したり、窃盗などを敢行したりする事例があると承知しておりますけれども、県下ではこれまでのところ、物品をだまし取られたり、盗まれたりしたという事例は把握しておりません。

しかしながら、いきなり業者が訪問して来たり、自宅周辺を業者が徘徊していることに不安を覚えるといった相談が警察に寄せられております。これらの相談は、平成二十一年は二件でございましたけれども、昨年は十八件、ことしは八月末現在で四十三件と年々増加しており、地域別で見ますと県下のほぼ全域に及び、年齢の判明しております相談者の約半数は六十五歳以上の高齢者となっております。

このように、多くの県民の皆様が押し買いに不安を感じておられますことは、県警察といたしましても看過できない問題ととらえております。そこで、県警察では、県民からの相談、街頭活動などの各種の警察活動、また、関係機関との情報交換などを通じて、押し買いというものの実態の把握に努めますとともに、県民の皆様に対しましては、納得しない取引ははっきりと断るなど、被害に遭わないための広報啓発活動を推進しているところであります。

一方で、古物商の方々に対しましては、立ち入りなどの機会を通じまして適正な営業を行うように指導しているところでございまして、今後も引き続き、悪質な押し買いについては違法行為を看過することなく検挙を図るなど、被害の未然防止に努めてまいり所存でございします。

以上でございます。

○議長（国中憲治） 十五番森山賀文議員。

◆十五番（森山賀文） それぞれご答弁ありがとうございました。

幾つか再質問をさせていただきたいと思いますが、一つは、関西広域連合についての件です。

六月の定例会でも知事がおっしゃったことを今改めて確認させていただきますと、やはりそのことが原因で慎重になるということもわかります。関西広域連合の設立の趣旨というのを今から読みます。「関西は、東京を中心とした中央集権体制により、その強みや特徴が埋没し、首都圏に対する地位も低下し続けている。そうした流れを断ち切るためには、制度疲労を起こしている現在の中央集権体制を打破し、みずから政策の優先順位を決定・実行できる個性豊かで活力に満ちた関西をつくり上げていくことが大切」というふうに趣旨でうたわれているんですけれども、この趣旨もやはり非常に響くものがございます。それは、今の体制でしたら行き詰まって、新しい展開がなかなか望めないですけれども、新しい関西をつくっていくために風穴をあける、そういうきっかけになってくれるように感じるからです。

このまま関西広域連合に入らないで、アクションを起こさないという形でいると、明治時代から今まで続いている延長線上で何も新しい展開が創造できませんけれども、アクションを起こしたら、風穴の先に私たちの次の世代の頼もしい未来が創造できるようになるんじゃないかという期待が持てます。しかし、関西広域連合に入ったらすべてバラ色の未来になるのかなと考えたら、やっぱり慎重さも大切と思うことはあります。それは、先ほどおっしゃった、今の時代の利害調整がまとまらないこともあるかもわからないというこ

と。そして、国からの事務移譲なども予想どおりに進まないかも知れません、入ってみただけでも。さらには、英知を結集しても関西広域連合自身が失敗に終わることだって、最終的にはあるかも知れません。そういうような心配がある限り慎重になって、奈良県だけ入らないで本当にいいのかなと考えます。

万が一、奈良県が関西広域連合に入って、結果が悪かったとします。悪かった場合には、関西広域連合に対して奈良県から出した予算というのが無駄になってしまうということになります。そういうようになると、県民の方々に申しわけないというような考え方から、後から参加することも可能というように慎重になっているところもあるんじゃないかなと思います。

この関西広域連合に入って、万が一、英知を結集してともに汗を流したけれども、うまくいかずに途中で離脱や解散という結果になったときは、じゃ、そのときは県民の方々がどのように思うのかなと思います。春の選挙のときに県民の方々の反応をたくさん聞かせていただきましたけれども、奈良県だけ一緒に汗をかかなかったということへの理解よりも、次の世代のために関西が一丸となって前例がないことに挑んだ、しかし、結果として失敗したということへの理解の方が大きいのではないかなというように考えております。そのあたりのことはどのように考えておられますでしょうか。

それと、県立大学についての件です。

県立大学の件は、三年前にお尋ねしたときより非常に具体的にお答えいただいて感謝しております。先ほども申しましたけれども、県内で教育を受けた高校生の進学希望者の九〇%強が県外へ流出しているのが実態で、これは全国でナンバーワンの県外への流出県になります。その原因の一つは、県内の進学者を県内にとどめておくような、進学希望者を吸収するような総合大学化がなされていないということが理由として挙げられます。

今、県内の大学は、師範系の奈良女子大学や奈良教育大学、医学看護学系の県立医科大学など、特定の分野の大学に限定をされていますけれども、今後の学生のニーズというものを考えたら、それ以外にも政財界に歓迎される総合的な人材も望まれているのではないかなというように考えます。

それと、大学の校舎の老朽化についてもお答えいただきましたが、大学生が大学を志望する動機の一つは、その大学がどのようにきれいなキャンパスかということも大学生の若い感覚では選択基準の一つになっています。そういう中では、これから具体的に学舎の方も新しく進めていくというようにおっしゃっていただいたのは、非常に選択肢がふえて、学生にとっても望ましいことだと思います。

終わります。

○議長（国中憲治） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） 森山議員がおっしゃいました、強い新しい関西をつくることについては、本当に賛成でございます。今、昔の経験を思い出しましたが、中央省庁にいたときに関西を元気にする官僚の会というのをつくりまして、その事務局長をしたことがござい

ます。関西の方のカウンターパートは、当時の大阪市長、西田さんという方だったと思いますが、関西をどのように元気にしようか、中央省庁のある程度の勢力を関西に持っていく道はないかというようなことを研究しておりました。

国の勢力をどのように地域に持っていくかというのは、各地域がいろいろ考えておられることですが、関西におきましては、関西空港の整備とか、今度のリニア中央新幹線のこととか、いろいろな大プロジェクトを持っていくということが中央省庁との関係でございました。今後、国との関係が、この広域連合との関係等々で大きな焦点になってくると思います。

私は、まだ関西全体を考えるほどの立場じゃないですが、一員として、奈良がどのように発展するかということを考える責任がまず第一だと思っております。そのために、ひいては関西が元気になるように、奈良という特色ある地域が関西にあることによって、関西の特色が大いに引き出せるということもあろうかと思えます。

組織というのはいろんな難しい制約がありますが、一緒に考えて連携をして努力するというのは基本的にとても大事なことでございますし、そのような関係はまだ通じておりますので、そのようなことは努力をしていきたいと思っております。

県立大学についてのご所見がございました。国際的な場で役立つ人材を育成するというのは、奈良の歴史、東アジアとの関係からいたしますと、非常に特色のある学科ができる可能性があるかと思えます。

また、最初の質問にもございましたが、新しい学舎につきましては、グランドデザインで学科の増設を踏まえた学舎の増設が必要かどうかということも検討課題だと思っております。そのようなニーズが出てまいりました際には、校舎の一部を県立医科大学移転先に新築をして、県立医科大学との共同キャンパスを形成するということも検討に値する考えだというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（国中憲治）　しばらく休憩します。

△午後三時三十八分休憩

△午後三時五十四分再開

○副議長（浅川清仁）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、二十九番今井光子議員に発言を許します。――二十九番今井光子議員。

◆二十九番（今井光子）　（登壇）日本共産党の今井光子です。質問に先立ち、今回、台風十二号、十五号でお亡くなりになりました方々に心からご冥福をお祈りし、被災された皆様に心からのお見舞いを申し上げます。また、県職員をはじめ関係市町村の職員の皆さん、自衛隊、近畿地方整備局、警察、消防、関西電力やNTTなど、多くの皆さんが不眠不休で救援・復旧活動に従事しておられますことに心からの感謝と敬意を表します。

今、多くの県民がこれから一体どうなるのか先行きの見えない不安を抱える中で、財界に真っ先にあいさつに行き、アメリカ直結とも言える野田新内閣が発足いたしました。原子力発電所再開、増税や社会保障の改悪を民主、自民、公明を巻き込んで一気に進めようとする内閣です。日本共産党は野田内閣と正面から対決をして、国民の暮らしを守り抜く決意を申し上げ、私は、県政に係る重大問題から日本共産党を代表して質問いたします。

まず、台風十二号の対策について知事に伺います。

九月三日から四日にかけて四国・中国地方を横断した台風十二号は、奈良県に重大な被害をもたらしました。被災地では、行方不明者の救出に全力を挙げておられますが、道路、水道、電気、携帯電話をはじめとする通信手段が寸断され、被害の全容も解明できない状態が続きました。私たち日本共産党県議団は、災害発生の日からすぐに手分けをして被災した市町村に入り、地方議員とともに現地自治体や住民からご要望やご意見を伺いました。その上に立って、奈良県の災害対策関連について質問いたします。

まず、初動体制のおくれについて伺います。

奈良地方気象台は、三十日から降り続いた雨が二日に千ミリメートルを超え、土砂災害の危険が極めて大きいことを呼びかけていました。住民は不安を感じながら、自主避難をするなど対応をとっておりました。県下では最初に九月二日の朝六時、十津川村現地災害対策本部が設けられ、二日じゅうには十の自治体で、三日には一自治体、四日に二つの自治体と、県下の十三自治体が災害対策本部を設置いたしました。

県が災害対策本部を設置したのは四日日曜日の朝八時三十分です。その時点では既に十二自治体で設置がされておりました。また、十津川村が自衛隊の派遣を求め、県が派遣を要請したのは四日の朝三時十五分とされております。その時点ですら本部が立ち上がっておりませんでした。

日本共産党に行方不明になっている方のご家族から一件の電話がありました。「もともと危険な場所に異常な大雨。危険箇所を予測して、もっと早く避難を呼びかけるべきではなかったか。県の危機意識があまりにも足りない」というやり場のない怒りの声でした。県は一日、一号警戒体制を、二日には二号警戒体制をとりましたが、災害対策本部が設置されたのは四日です。既に多数の死者、行方不明者が出ておりました。

十津川村役場の村長室には、村長みずからが書いた「住民の命を守る」「村民の苦しみ、悲しみの共有は心を慰め、連帯を強め、復旧のばねに」「村民に多くの情報を出すことは村民を勇気づける」というスローガンが掲げられていました。村を守ろう、住民を守ろうという必死の思いが伝わります。私も、野迫川村の村長、五條市の市長、川上村の村長、副村長、十津川村の副村長さんらに直接お会いしましたが、本当に必死の思いが伝わってきました。最前線で必死に頑張っておられる市町村長さんらと心をつなげて励まし、災害に立ち向かうのが知事の仕事ではないでしょうか。

国土交通省の防災業務計画でも、災害応急対策については、発生時において迅速かつ円滑な実施を図ると強調されています。災害では初動の立ちおくれは決定的です。知事は五

日から奈良をあげたということについても問題はなかったとの認識ですが、これでは県民の理解は到底得られません。今回の災害時において、県の災害対策本部設置がおくれるなど初動体制に問題があったと思いますが、今後の対応も踏まえて知事の所見を伺います。

二つ目は土砂災害の対応です。

宇井地区の土砂災害で死者・行方不明者を出した五條市大塔町は、平成十七年九月、五條市に合併され、村役場も支所となりました。地元の住民は、目の前に役場があったときは、危ないとなればすぐに見に来て道を直してくれた。今は議員も職員も来ないと語っていました。村を残す、まちを残すことが住民の命と暮らしを守る上でいかに大切かを実感します。

奈良県における土砂災害対策の現状によれば、昭和五十七年から平成二十一年の間に土砂災害は百六十七回を数えておりますが、災害対策予算は、平成十三年の四十四億円をピークに、平成二十二年には二十六億円と四割も削減されています。土砂災害危険箇所は八千百八十六カ所にも上り、その整備率はわずかに二一％です。予算が少ない中で、土砂災害の発生の予測は、土木事務所の職員が目視でパトロールを続けておられます。ところが、市町村では、十二の市町村で土木技術職員はゼロ、県でも土木技術職員の四〇％が五十歳代で、ここ二、三年、団塊の世代の退職を迎えると専門職員の大幅減少になると聞いております。こんなお粗末な状態で土砂災害の危険から県民を守ることは到底できないと思います。

今回、深層崩壊によって、これまで危険とされていなかったところが崩落し、大量の土砂が川をせきとめ、あふれた水が家屋を流すという、これまで想定していなかったことが起こりました。国土交通省などから専門家集団の支援もいただいています。さらには、県は土木技術員が不足しているとして、他府県にも支援を要請しています。住民は、雨が降るたびに土砂ダムの決壊の不安におびえ、家に帰りたいが、いつ帰れるかわからないと心配しています。

二次災害は絶対に防がなくてはなりません。土砂災害対策に対応する土木技術職員の現状はどうでしょうか。その上で今回の土砂災害復旧に向けてどのように取り組んでいかれるのか、知事にお伺いします。

また、避難指示、避難勧告は市町村長の権限になっておりますが、実際は大変難しい問題です。避難指示を出しにくい理由として、山間地では安心して避難できる場所がほとんどないというのが現状です。また、市町村がハザードマップを策定しておりますが、過去の地すべりや崩落をよく調査をして、深層崩壊などの危険場所を想定したマップの見直しが必要です。

国土交通省が八月発表した深層崩壊マップでは、十九世紀末から日本で発生した百二十四件の深層崩壊の三割が紀伊半島に集中し、中央構造線など地盤が隆起したところで起きています。奈良県でも震災後たびたび震度三レベルの地震が起きています。現在の全国統一基準のハザードマップにも深層崩壊は想定されておりません。原因究明と予測対策を進

めるために専門家を入れてよく検討し、深層崩壊も想定した抜本的見直しを国に要望していただきたいと思います。

三つ目は、被災者支援と情報提供についてです。

福島県では、九十二歳の方が生き延びたにもかかわらず、避難所生活の中で迷惑になるからお墓に避難しますと遺書を残して亡くなるという悲しい出来事が生まれています。被災者の生活の支援と地域の復興支援は、極めて重要な課題です。

奈良県でも発生から既に三週間を超えました。二十五日、日本共産党が炊き出しに行った野迫川村の避難所では、散らしずしや熱いうどんなど歓迎されましたが、多くの方が疲れ切っていて、野菜不足によるヘルペスや避難所の寒さなどが訴えられています。仮設住宅ができるまで一カ月以上はかかります。いまだなお全県で五十二世帯百十八名もの避難が続いています。被災され避難されている方は困難のきわみにあります。少しでも苦難が軽減されるように、県の心を込めた支援を強く求めます。

そのためには、被災者救済への国の責任を定めた災害救助法を最大限活用することが必要です。災害救助法は、その費用を国と都道府県で負担すると定めており、市町村の財政負担は生じません。政府は都道府県負担分も極小化する方針です。市町村による炊き出しや食品の支給も災害救助法の対象です。避難所の被災者に限らず、住宅に被害を受けて炊事のできない被災者も対象です。

被災地では支援物資を中心にした食事の提供でたんぱく質や野菜不足が起こっています。さらに、避難所での生活が難しい高齢者、障害者、妊婦、新生児などの要援護者のために福祉避難所を設置することも対象です。介助員の給与、介護ベッド、ポータブルトイレ、おむつの費用など、必要な支援の実費が対象になります。

困難や不安を抱えている被災者に利用できるさまざまな制度を知らせ、手続の援助を行うことが重要です。被災者の救援に関する諸制度活用の手引を作成するなど、法を最大限に活用してすべての被災者の方が救済されるよう、きめ細かな支援をするべきだと考えます。現在どのように取り組んでいるのか伺います。

農機具が流された、旅館が水につかった、露天ぶろが土砂に埋まったなど、生活の糧が流される深刻な状況が起きています。生業については、災害救助法二十三条第一項第七号で生業に必要な資金の給与を規定しています。国は今日まで適用しておりませんが、法がある以上は生かすべきだと思います。要望しておきます。

山津波には勝てぬ、大雨が降ったらすぐ避難という八十二歳の元消防団長東さんの教訓をもとに、五條市大塔町辻堂の住民は、早目の避難によって、建物六棟が崩壊したにもかかわらず一人の犠牲者も出ませんでした。日ごろから過去の災害に学ぶことが大事ですと教訓を述べています。

住民からは、停電でテレビも電話も携帯電話もつながらず、今何が起きているのか情報が全くわからなくて大変不安だったという声を聞いております。災害を未然に防ぐためにも、住民への情報提供は重要です。防災情報をメール配信するシステム整備や、日ごろか

ら住民に情報がきちんと伝わるように防災無線の点検などが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

四つ目は、今回の災害を踏まえたダムの管理のあり方について質問します。

今回の集中豪雨では深層崩壊が発生し、大量の土砂が川をせきとめ、県内で五カ所の土砂ダムが発生しました。住民からは、上流にたくさんのダムがあるのに、なぜ事前に放流して大雨に備えておかなかったのか、最も豪雨の激しいときにダムが水を抜いたことで、今回大きな被害を生んだのではないかと意見も出ています。熊野川には電源開発や関西電力の十一カ所の発電ダムがありますが、洪水時の調整機能がなく、発電ダムが事前放流していなかったことが明らかになっています。

七月十八日、五條市大塔町では、関西電力の水力発電用篠原堰堤の自動放流によりまして、河川管理を行っていた男性が突然の放流で流されてしまいました。幸い一命はとりとめましたが、同じ日、天川村では同じく関西電力の九尾ダムの下流で釣り人が流され、いまだ行方不明という事故が起きています。昭和五十七年の台風の時も、農林水産省管理の大迫ダムの放流で五條の河原でキャンプをしていた人が流される事故がありました。上流のダム同士の相互連携がなく、放流のサイレンが聞こえなかったなどが明らかになり、連携をとることになったと思います。

利水ダムは河川を利用して利益を上げている以上は社会的責任を果たすべきではないかと、熊野川懇談会で当時委員長だった江頭進治氏は述べておられます。設置主体の異なる同じ流域でのダムの連携管理、発電用のダムの治水利用のあり方など、今回の具体的検証が求められると思いますが、いかがでしょうか。

次に、大滝ダムの見通しについて伺います。

大滝ダムは、現在の大滝地区の地すべり対策が終了すれば、平成二十四年試験湛水、平成二十五年供用開始で進んできました。私も宮本衆議院議員と現地を見てきましたが、大滝ダムの周辺を走る国道一六九号の上から長さ五百メートル、最大でも幅二百メートルにわたり山腹の大半が大きく崩れ、大量の土砂と水が国道を越えて西谷橋をつぶし、下のダム湖に流れ込み、木が底に突き刺さったまま立っているという異様な光景でした。

崩落箇所は危険区域にも入っていなかった場所であり、住民の不安が強まっています。もともと地すべり地帯と言われていた場所ですから、ダム周辺の綿密な地形調査や安全の検証が必要です。復旧にはかなりの時間がかかると思います。国にダム及び周辺の地質を含めた安全点検を求めるとともに、今後のダムの供用の見通しをお聞かせください。

命の道の整備について要望します。

国道一六八号、国道一六九号は、これまでも土砂災害で通行どめは多々発生していましたが、今回の災害では橋が崩落するなど、道路の寸断が続いています。これは住民にとって命をつなぐ幹線道路です。復旧には二、三年かかるとも言われております。また、唯一の東西横断道路である国道四二五号は、酷道と言われるくらい危険な道路です。国道ですが、管理は県が委託されているものです。国道一六八号と国道一六九号を結ぶ横断道

路二本は必要だと思います。安全な迂回路の確保を責任を持ってやっていただくよう要望いたします。国に対して早期復旧を積極的に求めるとともに、今後、これまで以上の管理を行っていただき、住民の命と暮らしを守る命の道を確保するよう要望しておきます。

林業対策について知事に伺います。

災害に強い森林づくりの指針です。

日本共産党が現地にお見舞いに行きますと、どこでも、山に人手が入っていないことを口々に言われています。千二百メートルを超える山の山頂までスギ、ヒノキの植林で覆われており、間伐も必要間伐の六割しか手入れがされておらず、木材を運搬しても採算が合わないために、山に切った木が放置され、ダム湖が木で埋め尽くされています。濁流で運ばれた木が家を直撃し、山を削り、橋を壊しています。

長野県では災害に強い森林づくりの指針をまとめています。平成十八年七月の災害以後、森林の土砂災害防止機能に関する検討会を立ち上げてまとめたものです。ここでは、適地適木、適正管理で土砂災害防止機能の高い森林とは、針葉樹と広葉樹が適度に入りまじった多様な樹種で構成され、下層植生が豊かで、樹幹が太く、森林根系がよく発達した健全な森林としております。

今回の災害を踏まえて、災害に強い森林づくりに取り組むべきだと考えます。県におきましても、早急に長野県のような対策指針を策定し、実行するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

公共事業の木材の活用について伺います。

今、森林を取り巻く状況は、戦後の植林がちょうど収穫期を迎えつつあります。森林の蓄積は、人工林を中心に毎年八千万立方メートルふえ、充実している資源を利用に結びつけることが重要です。国は、公共建築物における木材の利用の促進に関する法律を定め、昨年十月一日から施行いたしました。公共建築物については原則木造化するという明確な方針を示しているところが三十道府県、数値目標を決めた計画を策定しているところが十三府県になっています。

計画をつくることは、民間建築物の木造化の推進に大きな波及効果が期待できます。兵庫県では、県立施設木造木質化五〇％作戦、県産木造受託十倍増計画、暮らしの中に木材を取り入れる運動などを進めています。木造校舎はインフルエンザの学級閉鎖が少ないという報告もあります。木材の持つさまざまな優位性が見直されています。国の法律の施行を受け、奈良県においても公共建築物の木材利用について具体化をするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

原発からの撤退と自然エネルギーの活用について伺います。

ことし広島県で行われました日本母親大会に参加いたしました。全国から集まった八千五百人のお母さんを前に、福島県から参加した若いお母さんは、小学生の子どもと手をつなぎ、四歳の子どもを抱きかかえて発言しました。「この子たちの学校ではことしはプールに入れません。秋の運動会も中止です。友達は皆よそに引っ越しています。私はこの福

島で子どもを育てたいと思います。でも、夜になると、それでこの子たちの健康を守ってやることができるのかと思うと、涙が出てとまりません。」会場じゅうのお母さんが一緒に涙、涙でした。そして、原発をなくそうと誓いました。

八月末でいまだに福島原子力発電所の事故で十二市町村十万一千九百三十一人が自治体外で暮らしています。ふるさとに帰れるめどがありません。原発事故はふるさとを奪い、水、空気、土壌を汚染し、子どもたちや原発労働者の被曝者を生んでいます。

ほかにかわるエネルギーがないわけではありません。あえて危険な原発に依存することは、もうやめようではありませんか。ドイツもイタリアも撤退を表明し、日本でも今月十九日、明治公園で大江健三郎氏などが呼びかけた、さようなら原発六万人集会が開かれ、県内でも各地で原発学習会や集会が開かれるなど、原発なくせの世論が全国に広がっています。また、二十六日には静岡県牧之原市議会で浜岡原発永久停止決議が可決されています。

八月七日、奈良県の革新懇が主催した高速増殖炉もんじゅの視察をしてきました。若狭湾沿岸に並ぶ十五基もの原発。十一カ所が関西電力です。運転開始から既に三十年を超える古い原発が八基、そのうち敦賀一号、美浜一号は四十年を超えています。世界の原発の耐用年数が平均二十二年から見ても異常です。その中にはアメリカでさえ稼働を認めていない高速増殖炉もんじゅが含まれます。

原発事故や故障は、若狭だけでこれまで三百二十一件。これは、全国でこれまでに起きた原発事故七百二十八件の実に四四％を占めています。地質学者の石橋克彦氏は、若狭湾は活断層集中地域で、浜岡に次いで危険なのは若狭だと警告しています。被曝作業員は、二〇〇九年だけで社員二千三百人、請負一万八千八百四人です。福井県の原発全体で九千体近い使用済み核燃料が発電所に保管されています。

現地で四十年前から原発反対運動をしている明通寺の中嶋住職はこのように言いました。「原発を支えてきたのは格差と貧困。関西の皆さん、若狭の原発をとめても本当に大丈夫なのだということを本気で調べ上げてください。三十キロメートル圏内にある琵琶湖を命の水がめとして守りましょう。関西のそれぞれの都市に省エネ、節電に参加する緑の森を、災害時の避難場所になる緑地帯をもっとふやしましょう。国のシステムとして自衛隊を戦争のための軍事組織から、今回身を挺して活躍しているように、国内外で人命を救い、大災害を救援する憲法九条にふさわしい平和の組織に申請させましょう」と呼びかけられました。私もそのとおりだと思います。原発をやめたからといって、古いランプ生活に戻れと言っているわけではありません。政府も、自然エネルギーの発電能力は原発の四十倍あると試算をしております。

野田内閣総理大臣は、来年夏までに原発を再稼働すると表明しました。事故収束の見通しもない中、再稼働宣言は許されません。福井県では知事が、原発の再稼働は安全確認がされるまで認めないと表明しています。福井県の原発は奈良県から百キロメートル圏内に

当たり、一たび事故が起きれば重大な影響をもたらします。福井県の原因再稼働を認めず、原発からの撤退を表明するべきです。知事の所見を伺います。

また、今後、奈良県における自然エネルギーの活用について、産業・雇用振興部の企画管理室と工業振興課の二課にまたがるのではなく、だれが見てもわかる専門の担当課を設けるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、心の健康について医療政策部長に伺います。

今、私たちの周りに心の病気で苦しんでいる人が本当にふえてきています。適切な医療や身近な相談相手がいれば救われる人もたくさんいます。厚生労働省と国立社会保障人口問題研究所は、うつや自殺による社会的損失は二兆七千億円と試算しました。心の病にどう対応していくのかは県政の重要な課題です。現在、精神疾患のために医療機関を受診しているのは三百二十万人を超え、四十人に一人、生涯を通じて五人に一人は精神疾患にかかるとされています。精神疾患は、今や一部の人の問題ではなく、国民的課題です。

世界保健機構の個人と社会がこうむる損失を計算した健康生活被害指標によれば、日本では、がん患者百五十二万人、糖尿病二百三十七万人を抜いて精神疾患がトップ、三百二十万人です。日本の精神医療は世界からはるかにおくれをとっています。医療にかける予算を一・五倍に引き上げたイギリスでは、自殺率を減らすなど、大きな成果を生んでいます。日本では自殺者が毎年三万人以上、十三年間連続で続いています。

精神医療は体の健康に比べると位置づけが低く、医療法では一般病棟には十六人に一人の医師の配置ですが、精神科病棟では四十八人に医師一人と、三分の一の配置基準です。精神科の医師は、短時間にかんりの数の患者さんを診察しなくてはなりません。精神科医療にとって必要なことは人手と時間です。患者や家族の悩みは、よく説明してもらえない、話を聞いてもらえない、困ったときに来てもらえないなどです。

自殺する多くの方は、一度は精神科を受診している人が多いのですが、自殺するほど思い詰め、話を聞いてもらいたいと思って診察を受けたのに、短時間の診療で終わり。中には患者の顔もろくに見ず、パソコンに向かって薬を出しただけという事例も聞いています。これでは心の苦しみに寄り添い、命を救うべき精神医療の本来の役割が果たせていません。

県は、今年度から精神障害者アウトリーチ推進事業を始めました。多職種によって支える医療。病院まで行けず、悩み苦しんでいる患者さんに出向いていく医療。家庭や地域で看護師、精神保健福祉士、保健師などのチームによる専門的サービスと生活支援を受けられる仕組みは、先進国では主流になっています。当事者に直接サービスを届けることで早期支援、年齢に応じた就学や就職の援助などを進めることができます。家族支援も重要です。心の健康では家族の役割が大きく、これまで精神医療は家族の負担と犠牲の上に成り立ってきました。今後、介護者の困難を地域全体で支えられる家族への支援を強化すべきだと考えます。

奈良県の精神疾患を有する方の現状と、アウトリーチ推進事業や家族支援教室などの精神疾患患者に対する県の取り組みについてお聞かせください。

また、精神障害者は闘病が長期になることが多く、収入も減る中で医療費の負担は大変です。精神障害も障害者基本法に位置づけられておりますが、奈良県の福祉医療である心身障害者医療費助成制度から外されています。外来は月五百円で通院できるのに、入院が必要な重症者の場合は三割負担が必要です。精神障害者もほかの障害と同様に福祉医療制度にするべきです。この点を強く要望します。

次に、中学校給食と地産地消について教育長に伺います。

二〇〇九年九月、厚生労働省は、日本の子どもの貧困が一四・二％と発表しました。子ども七人に一人の割合です。三十五人学級なら五人が貧困ライン、これは可処分所得で年収百十二万円以下ということになります。

奈良県の学校給食は、小学校では一〇〇％と高い実施率を示しておりますが、中学校では学校給食は全体の約七割、生徒数では五二・四％と、全国平均から見ても低い実施率になっています。小学校のときは楽しみだった給食の時間が、中学校ではお弁当を持って行けず、苦痛になってしまう。等しく教育を受ける権利がある義務教育の場で心身ともに健やかに育つためにも、私はすべての子どもたちに中学校給食を保障するべきだと思います。

名古屋市教育委員会が、給食のない日の昼食と給食とを比較検討しております。これによると、中学生が必要とする栄養摂取量は、給食であれば充足されておりますが、家庭ではおよそ半分も満たしていないとしています。義務教育である中学校の子どもの体をつくる上でも、三度の食事の一回は栄養バランスのとれた食事がとれることになります。家庭の事情で弁当を持って行けないストレスを親子で感じることも防げるはずですが、また、今日のような猛暑が続き、夏場などは傷みやすい野菜が入れられない、梅干しを四つも入れていくが、腐らないかと心配、子どもの好きなものが中心で、毎日同じものが多いなど、食の安全面からも検討が必要です。

一方、奈良県の仕事おこしをしていく上でも給食は大きな可能性を持っております。現在、完全給食未実施は、一部地域を除く奈良市、香芝市、大和高田市、大和郡山市、広陵町、田原本町、安堵町の七自治体三十三校、生徒数約一万七千人です。今、中学校の給食費の平均から計算すると、食材費に八億二千万円が発生します。小・中学校の実態から見ると、現在でも四十二億円の食材費が使われております。小・中学校のすべてで給食の実施が行われ、地元の食材を使うことができれば年間五十億円ぐらいになります。

例えばニンジンをどれぐらい使うのかで必要な作付面積を割り出し、農家と契約を結びます。もちろん天候の影響がありますので、余ったときは販売、不足するときは購入する調整を持った市場が必要です。すべて同じメニューである必要はなく、校区ごとに栄養バランスを考えつくることも可能です。

今治市では、学校給食の地産地消を通じて有機農業と食育のまちづくりを進めています。もともと自分たちがつくった安全でおいしい有機農産物を自分たちの子どもや孫に食べさせたいという市民の皆さんの熱い思いや行動がありました。地元のおいしい給食を食べ

て育った子どもたちが、将来、自分たちの地域に誇りを持ち、いろいろな地域と連携したり、いろいろな地域で活躍したりできるような人を育てる大事な取り組みです。

子どもたちが心身ともに健やかに育つために、中学校においても給食の完全実施を県下で行うべきだと考えますが、どうでしょうか。また、学校給食における地産地消の取り組みが重要だと考えます。実態を調査し、さらなる取り組みを進めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

以上で、壇上からの第一問を終わらせていただきます。ありがとうございます。(拍手)
○副議長(浅川清仁) 荒井知事。

◎知事(荒井正吾) (登壇) 二十九番今井議員のご質問がございました。お答え申し上げます。

台風十二号についての初動体制のご質問がございました。

今回の台風十二号につきましては、被害の発生に備えて、奈良地方気象台と連絡を密にして、本庁及び土木事務所において九月一日に一号警戒配備、九月二日に全部局体制でございます二号警戒配備をとりました。市町村や消防本部、ライフライン機関からの情報収集を行いつつ警戒体制を敷いたものでございます。

議員指摘のように初動対応が大事でございますが、その中で特に大事なものは市村長が大きな責任を持っておられます避難の指示・勧告、さらに救難・救助、また二次災害の防止でございますが、県としても全力で支援すべく連絡をとってきたものでございます。

九月三日におきましては、十津川村及び天川村と頻繁に連絡をとり、県南部を中心に被害や避難について、また救難・救助について常時最新の状況の把握と対応の検討を行いました。私自身も頻繁に電話の連絡をとったことでございます。

本県では、本部長であります私の出席のもとに第一回災害対策本部会議を開催した九月四日の午前八時三十分をもって災害対策本部の設置といたしました。九月三日の昼はそのような状況でございましたが、夜におきましては私から危機管理監に幾つもの対策の指示を出しました。具体的には、災害対策本部設置を早急に行うこと、また、九月四日の午前八時三十分には招集をすること、自衛隊の派遣要請を検討すること、災害現地状況調査の準備を行うことなど、包括的な指示を行いました。

また、九月四日の午前二時四十五分、十津川村から自衛隊派遣要請を求める連絡がございましたが、三十分後の三時十五分に自衛隊派遣を要請し、四時二十分に初動部隊が大久保駐屯地から出発するなど、迅速な初動対応を行ったものでございます。このような限りで初動対応のおくれはなかったものと思います。

災害発生時の初動対応は、避難、救難・救助、被害の拡大防止が大事でございます。とりわけ初動の中でもこれらの責任は市村長さんが持っておられますが、県としても全力で支援をしてまいりました。今後とも県の果たす役割は大きなものでございますので、市町村や消防、関係機関との連絡・連携体制をさらに強くし、適切な災害対応ができるように努めていきたいと思っております。

土砂災害への対応についてのお問い合わせがございました。

今回の台風十二号では土砂崩れが五條市、吉野郡で約八百五十カ所発生いたしました。大規模なものだけでも三十カ所以上が発生しております。

土砂災害に関しましては、本庁砂防課を中心に道路関係各課、河川課など土木部全体と農林部などが連携して対策を立案し、各土木事務所において管轄区域ごとに工事などの対応をしているものでございます。県庁全体で復旧を担う土木技術職員数は、近年の公共事業量の減少により、平成十七年四月に四百七十五人おりましたが、平成二十三年、六年後には三百六十二人に減少しております。

このたびの大規模な土砂災害に対しまして早急な緊急対応、復旧を目指し、国土交通省の支援、県庁内の他の土木事務所からの応援者を派遣、被害情報を把握し、対策の立案、施工監理に努めてきておるところでございます。

このような人員不足に対応するため、九月十日、十一日に関西広域連合及び福井県に職員の派遣要請を行いました。十月初旬には派遣を受け、被害を受けた現場の災害復旧に向けて業務を行っていただくものと思います。今後、災害復旧の事業量に応じて、関係機関に再度応援をお願いすることを含め、適切な体制強化を図っていきたいと思います。

一方、市町村におきましては、土木技術職員が十分でないところがございます。各土木事務所による支援、職員の派遣を通じたサポートを行ってきておりますが、これからも県が市町村の業務を支援していく必要があろうかと思っております。

なお、土木技術職員は、道路や河川など社会資本の整備と管理を技術的に担う重要な役割を果たしております。県民生活の安全安心で快適な生活を支える職であると認識しております。本県といたしましても、今後ともその必要数の確保とともに、その能力の向上に努めていく所存でございます。

被災者支援とその情報提供のご下問がございました。

今回の台風に係る被災者支援につきましては、避難所生活が長期化していることを踏まえ、単なる応急的な支援だけでなく、快適に生活できるよう被災者の視点に立ったきめ細やかな支援を行っていきたいと思っております。

まず、県では、災害発生時の九月二日より県内の一市二町七村に災害救助法を適用し、避難所の設置や炊き出し等による食料提供などに係る費用負担、仮設住宅の供給など、住民の方々に的確な救助が実施されるよう主体的に取り組んでまいりました。特に五條市、十津川村、野迫川村の一市二村では被害が大きく、また土砂ダム決壊のおそれにより避難生活が長期化してございますので、避難所設置期間の延長や炊き出しその他の基準限度額の上乗せなど、災害救助法の弾力的運用についても国と協議し、必要な救助が行われるよう県としての支援をしているところでございます。

東日本大震災の際も、時間の経過とともに被災者の方々の支援ニーズが変化してまいっております。新たな被災者の要望を把握する必要がある都度あろうと思っております。九月二十三日から二十六日にかけて、県職員が一市二村の避難所を直接訪問し、被災

者から直接お話をお伺いいたしました。その中では、食事における魚や野菜不足の解消や避難所の寒さ対策などの日常生活の要望に加えまして、買い物などのための交通手段の確保や一時帰宅時間の延長を望む声など、さまざまな支援ニーズを把握してきているところでございます。

県がこのように把握した被災者の方々の要望を踏まえ、被災者の方が一日も早く安心して暮らせるための仮設住宅の早期着工や各種支援制度の情報提供など、市町村をはじめ関係機関と連携し、今後とも被災者の生活再建に向けて県として全力で取り組んでいきたいと思っております。

そのような中で、被災者に対する情報支援のあり方のご指摘がありました。大変重要な点でございます。

住民に対しまして災害に関する情報を迅速・的確に提供することは本当に大事なことでございます。県では、河川課が提供しております「携帯版・奈良県 川の防災情報」という無料の携帯メールの配信サービスがございます。これは、登録すれば地震の発生や気象注意報、警報、河川の水位等の防災情報を自動的に受け取ることが可能となります。九月二十一日現在、二千六百二十八件の登録がございますが、県としてはさらに登録件数がふえるよう呼びかけていきたいと思っております。

また、市町村を基本的な単位として特定な地域の方の携帯電話のみに通知できるNTTドコモのエリアメールというのがございますが、避難勧告・指示などを住民に伝える際に有効であろうかと思っております。東日本大震災を機に無料化されたことでもございますので、市町村に対し積極的な活用を今後とも呼びかけていきたいと思っております。

今回の災害で固定電話及び携帯電話が不通となった中で、県南部の役場との通信に防災行政無線が威力を発揮いたしました。防災行政無線の点検については、県庁からモニターによる監視を行っており、異常があれば直ちに対応することにより災害時に備えております。防災行政無線は、県と県内全市町村、県内全消防本部、ライフライン関係機関等の間でネットワークを構築しておりますが、今回の成果を念頭に置いて、今後もより安全・的確な情報伝達ができるよう、質的向上を図りつつ適切な更新整備を検討していきたいと思っております。

このほか住民への迅速・円滑な災害情報の伝達について、より効果的・効率的な方法等を市町村とともに研究をしていきたいということも考えております。

ダムの管理等についてのご質問がございました。

五條市及び吉野郡の地域には、建設中の大滝ダムを含め、国土交通省、農林水産省、電力事業者が設置いたします十四のダムがございます。このうち発電用ダムは九個ございますが、十四のすべてのダムについて国土交通大臣がダム操作規程の承認を行い、河川管理者として指導監督を行っておられます。

また、河川法第四十四条では、一定の規模を有するダムについては、河川管理者の指示に従い、予備放流等の水位の調節の措置をとるべきことが定められております。発電用ダ

ムのうち四つのダムがその対象となるダムでございます。今回の台風ではいずれもダムの水位が予備放流を行うべき水位より低かったため、予備放流でさらに水位を下げることはございませんでしたが、その後、流入量より放出量を抑えて、貯留を行いながら放流を行ったと聞いております。

今後、今回のような豪雨も想定して、ダムの洪水調節について弾力的な対応が必要と考えることでもございます。発電用ダムの治水利用のあり方、ダム管理者の連携については、国において必要な検討や指導が行われるものと考えますが、今後、県といたしましても電力事業者から発電用ダムの洪水調節の状況についてヒアリングを行い、今回の事例を踏まえた今後のあり方についてしっかりと検証していきたいと思います。また、その結果等を踏まえて、国に対して必要な働きかけを行っていく所存でございます。

大滝ダムについてのご質問がございました。

大滝ダムは、現在、大滝地域の地すべり対策工事を実施中でございますが、今回の台風十二号により川上村役場から約三百五十メートル下流の左岸側において大規模な土砂崩れが発生いたしました。被災現場は相当な規模でございます。県から国への支援要請を行い、国の研究機関の専門家が九月十八日に現地調査を行いました。また、ダムに流入している土砂につきましては、水位が低下し、全体の流入状況を把握してからの検討になると、ダムの管理者である国の紀の川ダム統合管理事務所から聞いております。今後は、国とも協議しながら速やかに具体的な工法など復旧計画を策定する所存でございます。

貯水池斜面の安全点検についてのご質問がございましたが、国が平成十七年度から、大滝ダム貯水池斜面再評価委員会が詳細調査候補地として抽出した五地区で計器観測による斜面の監視を行っておられます。今回の災害におきましては、この五地区の観測データに異状はないと聞いておりますが、災害後のダム貯水池斜面の安全性については、国に対して十分な安全点検を改めて求めていきたいと思います。安全点検等により平成二十五年度の供用スケジュールに影響が出ないよう、しっかりと工程管理もあわせて求めていきたいと思います。

さらに、大滝ダム周辺の地元住民の方々に安心してもらうことが重要でございますが、点検後の安全性について十分な地元説明を行うとともに、斜面監視の徹底により今後もさらなる安全性の確認を行うよう、国に対し要望していきたいと思います。

また、命の道の整備についての要望がございました。重く受けとめさせていただきたいと思います。

林業対策についてのご質問がございました。

植林と災害防止との関係でございますが、今回の林地崩壊は、表層崩壊にとどまらず、いわゆる深層崩壊が多数発生したと思います。多少根の深い木を植えても役に立たなかったのではないかと専門家の指摘がございます。根こそぎどころか、根の相当下のところから斜面が崩壊した現場が写真で確認されております。このため、県といたしましては、(仮称)国・三県復旧・復興対策合同会議において発生メカニズムの解明を行うとともに、

森林の整備が山地災害の防止にどのように寄与し得るかについても検討をしていただきたいと思います。

県といたしましては、合同会議における検討結果や他府県の取り組み事例も研究の上、山地災害の防止と森林整備のあり方について取りまとめ、災害に強く、希望の持てる紀伊半島づくりを進めていきたいと考えております。

また、林業対策の具体化の方向についてのご質問がございました。

林業・木材産業を取り巻く環境が厳しい中で、公共建築物等における県産材利用は、本県の林業・木材産業の振興にとって極めて重要な取り組みだと考えてきております。また、県民の利用頻度の高い公共建築物の木造化や内装の木質化を図ることで県民の方々に木のよさを知っていただく機会がふえ、民間建築物における木材利用を促進する効果を期待しておりますので、公共建築物における木材利用を積極的に県としては推進する考えでございます。

しかし、公共建築物等の整備において木材利用を進めるに当たっては、さまざまな解決すべき課題もございます。具体的には、供給者側の課題といたしまして、山側での素材生産コストの縮減でございますとか、木材業界における流通の簡素化によるコストの縮減、また、製品の安定した品質の確保、また、価格の明確化などが課題でございます。また、発注者側の課題といたしましては、施設の利用目的や利用者の視点に立ち、木材の特性やよさを引き出すためのデザインの整理が必要かと思っております。また、耐久性を高めるために奈良県の気象条件に合った木材の使用箇所や素材選定などの建築仕様の検討なども、その現場に合った課題でございます。

これらの課題解決に向けまして、現在、木材関係団体と協議しながら、木材の品質や価格の明示ができる製品リストの作成にも取り組み、具体的な作業をしております。さらに、近々、県、市町村と木材関係団体や建築関係団体とで構成する県木造・木質建築物等整備促進連絡会議を立ち上げたいと思っております。供給者側と発注者側で幅広く意見交換を行いながら、協議・検討を進めていく予定でございます。県として実効性のある基本方針を取りまとめ、公共建築物への県産材の利用が林業・木材産業の活性化に結びつくように取り組んでまいりたいと思っております。

原発からの撤退と自然エネルギーの活用についての所見のお問い合わせがございました。

我が国の電力供給に占める原子力発電の割合は、全体の四分の一を超えております。これにかわるべき電力源は即座に見当たらない状況でございます。また、原子力発電の供給量に見合う節電を行う場合、四分の一の量でございますので、民生・産業に大きな影響を与えることも懸念されますので、長期的には、できるだけ原子力発電の依存度を下げる努力をするとともに、多様なエネルギー源を探索していくべきであると考えております。

奈良県は原発立地県ではございません。また、エネルギー政策は国が中心となって行っておられますが、定期検査後の原子力発電所の再稼働については、県民や国民の生命、財

産を守るという安全第一の視点に立って、原発立地県及び近隣、その他の府県、国民にも十分説明し、理解を得られるようにして再稼働することが望ましいと考えております。

原発立地県の福井県知事は、国において事故の原因を探究し、それに基づく安全対策の新しい基準を示さなければ再稼働は認められないとの姿勢でおられます。それを本県は支持しております。

また、再生可能エネルギーの再利用については、太陽光、バイオマスをはじめ多様なエネルギーの活用可能性も考えられますが、庁内の関係課を中心として民間をも含めた五つのワーキングチームを設けて検討を進めたいと思っております。それらの検討内容なども踏まえて総括的な議論を行う、例えばエネルギー利活用研究会を設置することも考えております。

県におけるエネルギー対策の所管は産業・雇用振興部で担うことにしておりますが、エネルギー利活用の検討を進める中で、必要であれば新しい組織も検討したいと思っております。

私に対する質問は以上でございました。

○副議長（浅川清仁） 武末医療政策部長。

◎医療政策部長（武末文男） （登壇）二十九番今井議員の私に対するご質問は、心の健康について、心の病に苦しんでいる人に対する県の取り組みについてでございます。

まず、本県の現状ですが、精神疾患を有する患者数は、精神通院医療費公費負担受給者が平成十三年には約五千人が、十年間で約一万二千人に倍増しております。精神保健福祉手帳の保持者も、十年間で千五百人から約五千人に増加いたしました。また、平成二十年患者調査による精神科病院への推計入院者は約二千四百人で、本県の平均在院日数は約三百五十日で、これはほぼ全国の平均並みとなっております。

しかし、長期入院になるにつれまして家族とのつながりが絶たれることから、県としましては、入院医療中心から地域生活支援へ転換する観点より精神障害者アウトリーチ推進事業を実施しているところでございます。

この事業は、治療中断者やみずからの意思では受診が困難な精神障害者に対し訪問による支援を行い、できるだけ入院せずに在宅生活を継続させることを目的としているものでございます。具体的には、本年七月、奈良市内の吉田病院に事業推進室を設置しまして、精神科医、看護師、精神保健福祉士等によるチームが活動を始めたところでございます。

一方、精神障害者については、状態の急変時における医療の提供等が不可欠なため、緊急的な精神医療相談を受け付ける精神科救急医療情報センターの運営、県立医科大学精神医療センターでの緊急措置入院等の受け入れ、八病院輪番制による精神科救急医療システムによる休日夜間における診療体制の整備をしているところでございます。

また、精神障害者本人だけでなく、その家族も支える観点から、地域における相談支援体制の充実と言うまでもないことでございます。家族同士による支え合いもやはり重要でございます。現在、精神障害者家族会連合会が行う研修事業に対する助成を行っております。

して、今後の家族支援のあり方についても、家族会の皆さんと相談しながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（浅川清仁） 富岡教育長。

◎教育長（富岡将人） （登壇）二十九番今井議員のご質問にお答えいたします。

私には、中学校給食の完全実施と地産地消の取り組みが重要だと考えるが、さらなる取り組みを進めるべきだが、どうかというお尋ねでございます。

平成二十二年度の県内の中学校給食の実施状況は、百七校中、完全給食が七十四校、六九・二％になります。ミルク給食が四校、三・七％、合わせて七十八校七二・九％でございます。ご指摘の完全給食の未実施は、一部地域を除く奈良市や大和郡山市など四市三町となっております。

学校給食の意義につきましては、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することは、健康の増進、体位の向上を図ることはもちろん、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材であることから、このこととあわせて、法律上も学校の設置者は給食の実施に努めなければならないことを各種会議等で幾度となく学校関係者に伝えているところでございます。

ただ、学校給食の実施につきましては、市町村で初期投資や毎年の運営経費に相当な財政的負担もあることから、未実施市町でも検討会等で議論中ではございますが、実施の決定には至っていないのが実情でございます。

今後とも、県教育委員会としましては、未実施市町に具体的な実施方法に対する助言や国庫補助の算出などを通じてアプローチしてまいりたいと考えます。

次に、地産地消につきましては、平成二十二年度文部科学省の学校給食における地場産物の活用状況調査で本県は二五・六％の地場産物活用状況であり、おおむね調査のあります平成二十一年度調査の全国平均二六・一％と同様の現状となっております。

県教育委員会では、食育担当者、栄養教諭、学校栄養職員の講習会等を開催し、地域の自然や文化に理解を深めるなどの地産地消の教育的意義を啓発するとともに、平成二十二年三月には奈良県の郷土料理集を作成、県内の公立学校及び地教委へ配布し、地場産物の調理方法にも研修を深めておるところでございます。

今後とも、地場産物を用いた食品の開発等にも力を注ぎながら、地産地消を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（浅川清仁） 二十九番今井光子議員。

◆二十九番（今井光子） ご答弁ありがとうございました。

まず、震災の初動の体制の問題ですけれども、自衛隊の派遣を県の方がされておりますが、この自衛隊の派遣につきましては、自衛隊の災害派遣の要請は知事が行うというのが災害派遣要請の手続に、これは奈良県の地域防災計画の中で定められておりますし、自衛

隊法の中でも知事が行うというふうに定められております。県の資料を見ますと、報道資料では知事が派遣の要請を行ったというふうになっておりますが、別の資料を見ますと、危機管理監が行ったというふうになっておりまして、派遣要請はどなたがされたのか、その点、お伺いをしたいと思います。

それから、被災地のところのいろいろなご意見、ご要望を聞いていただいているということなんですが、私どもも現地に行って聞いておりますと、例えばホテルの従業員の方、五十人が雇用されて、三十人が非正規の雇用の方だということです。たちまち来月から収入が入ってこないから一体どうするのかというような、目の前にそういう課題が来ておりまして、そうしたところに対しまして岩手県などでは、このような場合は弁護士に相談するとか、こういうことは土地家屋調査士に相談するとか、いろいろ相談窓口を設けて、現地で相談会を開いたりとか、非常にきめの細かな対応をされております。私も、奈良県でぜひそうした対応をしていただきまして、不安をなくすようにしていただきたいと思います。

また、今の制度ですけれども、例えば雇用保険での災害対策を見ましたら、ハローワークでも相談を受け付けるというふうになっているんですけれども、六カ月以上雇用保険に加入している人しか対象になっていないとか、それから、またもとの職場に復帰できるめどがあるというのが条件になっていたりとかということで、いろいろ制度は並べても、実際使おうと思いましたが何も使えるものがないというのが結構あるように思います。災害救助法の第二十三条のところには九つの救助の種類が書いてあります。ここに、都道府県知事が必要があると認める場合には金銭の給付ができるというような項目も入っておりますので、このような制度があって、適用するかしないかではなく、実際その人が何に困っているので、どのような援助が必要かという、そういう立場で県の金銭給付も含めて対応をしていただきたいと思いますが、その点につきましてお考えをお伺いしたいと思います。

それから、木材の活用の問題で、いろいろ協議会を設けたりされるということでお話を聞いたんですけれども、これを質問しようと思ひまして準備を始めましたころは、全国で七つの県だと聞いておりましたのが、もう既に十三県ということで、他府県がこの問題では早い取り組みをしております。奈良県もぜひ、こうした状況を踏まえて、実効ある県産材の活用ですね。病院の建替えとか、いろんな施設の建替えの問題なんかありますけれども、内装材に使うとか、そうしたことを具体的に検討していただきたいと思います。それについてのご意見を伺います。

それから、学校給食のところです。学校給食は、ちょうど一年前に宮本議員が質問をいたしまして、未実施のところについては何が問題かいろいろ調べてみるということで、当時お答えをいただいております。今のお話を聞きましたら、市町村の初期投資のことというようなお話を伺いましたけれど、国庫助成の算出などを示していただけるということで

すので、市町村がどういうふうにすればできるかということをしていただきたいと思います。
す。その点、もう一度、お答えをお願いしたいと思います。

○副議長（浅川清仁） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） まず、第一問、自衛隊の災害派遣は知事の権限でございますので、私の名で行わなきゃいけないと思いますが、実際に連絡するのは危機管理監でもいいものと思っております。私は自衛隊の派遣を指示しておりますので、そのように危機管理監が連絡したものでございます。

それから、ホテルの従業員などの雇用のことでございますが、雇用をどう確保するか、また、紛争などのときの調整・保護をどうするかというご質問だと思います。雇っておられる方も雇用を維持するのに困っておられる面もございまして、そのあたりは難しい問題でございますが、一つの考え方として、現地で発生します市とか村の臨時雇用といいますか、市とか村の職員に臨時的に雇ってもらうということもひとつ考えられます。瓦れきの処理なんかは男の人が中心になると思いますが、女性でもそのようなことが可能かどうか、具体的な調整・検討を進めたいと思います。

また、ホテル宿泊、旅館でございますと、今、お客がないので解雇、雇用停止ということになります。先ほどちょっと申し上げましたように、今回の補正予算の中で、現地で会議をしていただく場合に助成をすると、あるいは宿泊券を発行するというようなこととしておりますので、そのようなことを利用して現地に訪問が発生すれば、一つの雇用の道につながるものと思います。その他いろんなアイデアが発生すれば、その都度対応していきたいと思います。

木材活用について、公共建築物への活用も一つの道でございますが、先ほど申し上げましたように、供給側と需要側のマッチングというのも大変重要でございます。そのような協議会をつくるとともに、今後、持続的に県産材が使われるような仕組みが必要かと思っております。そのようなアイデアが出れば積極的に予算を議会にもお願いしていきたいと思っております。

○副議長（浅川清仁） 富岡教育長。

◎教育長（富岡将人） 給食でございますが、初期投資は、これ、奈良市がインターネットに上げているものでありますけれども、奈良市が試算しております、センター方式で二施設をつくると。中学校十六校に対応する、つまり九千食に対応するものとして初期投資が二十二億五千万円ぐらいを想定しております。いわゆる毎年の運営経費が二億五千万円ぐらいを挙げております。

これは大和郡山市が実際に平成十六年に小学校五校で二千五百食の給食センターを建てたときの金額からいうと、約六割ぐらいの金額でしか上がっておりません。そのときに大和郡山市が国庫補助を受けましたのは、まず、設備投資の初期投資の十億五千万円ぐらいでございますが、そのときの国庫補助が六千九百万円ございました。この六千九百万円に当たる部分は、国庫では二分の一を補助するという規定になっています。ただ、現実

には国の示した単価を掛けて算定するものですから、実額としては二分の一までは到底行かないと。どちらか安い方と、こうなっております。

こういうことも含めまして、我々は市町村にお話をし、その結果として検討会なんかが発足していつている、こんな状況でございます。

○副議長（浅川清仁） 二十九番今井光子議員。

◆二十九番（今井光子） ありがとうございます。

災害のときにやはり知事の果たす役割というのは大変大きいというのをいろいろ調べる中で感じました。私は、やはり知事が緊急のときに直接連絡をとってすべきではなかったかというふうに思っております。そうしたことでご意見を申し上げておきたいと思えます。

○副議長（浅川清仁） 七番藤野良次議員。

◆七番（藤野良次） 本日はこれをもって散会されんことの動議を提出します。

○副議長（浅川清仁） お諮りします。

七番藤野良次議員のただいまの動議のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

それでは、さように決し、明、九月二十九日の日程は当局に対する代表質問とすることとし、本日はこれをもって散会します。

△午後五時七分散会